

令和5年3月13日

第115回 神戸市個人情報保護審議会

新たに個人情報等を電子計算機
処理することについて
(報告)

新たに個人情報等を電子計算機処理することについて（報告）

【神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項第 2 号，類型事項（答申 910 号）別紙 1（条例第 11 条第 1 項）及び別紙 2 に基づく報告事項】

システム名（事業名）	概要	システム稼働（業務開始）時期	実施機関
財務会計システム	神戸市における財務会計事務（企業会計を除く）の予算編成、予算管理、歳入管理、歳出管理、会計管理（振替、決算等）、歳入歳出外現金管理、基金管理、債権債務者登録管理、発注管理、契約管理、備品管理を対象に管理する。	令和 5 年 1 月 1 日	企画調整局デジタル戦略部
クラウド営業支援ツール Senses	イベント時の参加者募集 WEB フォームの作成や名刺情報の取り込みを実施し、関係企業・個人の情報を一元管理するとともに、それぞれとの案件管理を実施する。また、施策に関連する情報を一斉メールで配信するもの。	令和 5 年 1 月 1 日	企画調整局医療・新産業本部新産業課
キャリア教育教材「ENGAGED（エンジード）」オンライン版	ワークシートとムービーを中心とした中高生向け補助教材で、思考プロセスを示す事例と自身の考えを書き込むワークシートの組み合わせによる学習方式が、クラウドサービスで提供されている。	令和 5 年 1 月 1 日	教育委員会事務局学校教育部学校教育課

第 115 回神戸市個人情報保護審議会資料

システム名 (事業名)	概要	システム稼働 (業務開始) 時期	実施機関
神戸市療育センターにおけるマイナンバーカード等を用いたオンライン資格確認システム	令和元年5月22日に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運用を図るための健康保険法等の一部改正する法律」(令和元年度法律9号)に基づき、マイナンバーカード等による「オンライン資格確認」を行うもの。	令和5年1月1日	こども家庭局家庭支援課
後期高齢者医療システム (コンビニ収納データ受信端末)	コンビニで収納された後期高齢者医療保険料の収納情報を収納代行業者において取りまとめ、後期高齢者医療システム運用保守業者が当該情報を、インターネットを通じてダウンロードするもの。	令和5年1月1日	福祉局国保年金医療課
ホームページチェック報告システム (kintone/viewer/fombridge)	神戸市HP (約1万ページ) のチェック業務を外部事業者へ委託して実施するにあたり、チェック結果を集約・管理するシステム。	令和5年1月10日	市長室広報戦略部
神戸市立図書館業務システム	図書館カード番号を利用者IDとして、管理端末で利用者の名前や住所等の登録、資料の貸出や返却や予約処理を行う。館内の利用者端末、インターネットからは、利用者自身がパスワードを管理し、メールアドレスの登録や変更、資	令和5年1月31日	文化スポーツ局中央図書館

第 115 回神戸市個人情報保護審議会資料

システム名 (事業名)	概要	システム稼働 (業務開始) 時期	実施機関
	料の予約を行う。インターネット上のマイページには、自身の貸出履歴を上限冊数の範囲内で保存可能。		
神戸市図書館座席管理システム	館内の専用端末及びインターネットからクラウド上のサーバーに図書館利用 ID (図書館カード番号) とパスワードを照会。有効な ID・パスワードに対し、当日及び未来日の座席の利用予約状況を表示し、希望時間帯の中で座席をアトラダムに機器が指定。	令和 5 年 1 月 31 日	文化スポーツ局中央図書館
大容量ファイル交換システム (File Transfer Hyogo)	兵庫県が提供する File Transfer Hyogo を利用し大容量ファイルをアップロードし、ファイルの保管場所を受信者に伝え、ダウンロードしてもらいことでファイルを交換するサービスを提供する。ファイルの受け取りも同様の方法で可能。	令和 5 年 2 月 1 日	企画調整局デジタル戦略部
Microsoft 365 (Forms, SharePoint Online, Teams) Dynamics 365 (Power Automate) に	消防局における予防業務に関する打合せ日時や検査日時を予約するシステム。 Microsoft の Power Automate により、下記	令和 5 年 2 月 1 日	消防局予防部査察課

第 115 回神戸市個人情報保護審議会資料

システム名 (事業名)	概要	システム稼働 (業務開始) 時期	実施機関
<p>よる検査日時予約システム</p>	<p>(2)から(4)のプロセスが自動的に行われる。 (1)神戸市の HP に Forms の URL を公開し、希望予約日や連絡先などを事業者らが入力。 (2)SharePoint Online のリストに(1)の内容を保存。 (3)Teams のチャネルに(1)の内容を投稿。 (4)担当する係ごとのメーリングリストあてに、(1)の内容を送信。</p>		
<p>あじさいネット (施設予約システム) 用管理拡張機能</p>	<p>神戸市が提供するあじさいネット (施設予約システム) に関する、連絡網及び端末設置先情報等の管理維持及び、開発保守運用事業者や市民等からの問い合わせ管理台帳の整備。 ※あじさいネット (施設予約システム) は、取得済み (※企字第 3197 号)</p>	<p>令和5年2月22日</p>	<p>企画調整局デジタル戦略部</p>
<p>0 申告自動審査システム</p>	<p>オンライン申請で受け付けた申請データ及び課税システムから抽出した審査用データを本システムにアップロードし、0 申告受付可能か審査を行う。</p>	<p>令和5年2月下旬</p>	<p>企画調整局デジタル戦略部</p>

第 115 回神戸市個人情報保護審議会資料

システム名 (事業名)	概要	システム稼働 (業務開始) 時期	実施機関
まちの美緑花ボランティア収支報告書	「まちの美緑花ボランティアに関する要綱」第 11 条に基づき、公園管理会に対して、ボランティア活動に関する収支報告書の提出を定めているが、昨今の DX 化推進の機運を受け、提出方法の一つとしてウェブフォームによる人力を追加するもの。	令和 5 年 3 月 1 日	建設局西部建設事務所
まちの美緑花ボランティア活動内容申請	「まちの美緑花ボランティアに関する要綱」第 7 条に基づき、公園管理会に対して、ボランティア活動に関する申請書の提出を定めているが、昨今の DX 化推進の機運を受け、提出方法の一つとしてウェブフォームによる人力を追加するもの。	令和 5 年 12 月 1 日	建設局西部建設事務所
工事情報共有システム (株) 建設システム 工事情報共有システム	公共工事において受発注者双方がネットワークを介して工事書類を共有し、業務の効率化を図る為に利用する。	令和 5 年 3 月上旬	建設局技術管理課
工事情報共有システム (株) コルク KOLC+	公共工事において受発注者双方がネットワークを介して工事書類を共有し、業務の効率化を図る為に利用する。	令和 5 年 3 月上旬	建設局技術管理課

第 115 回神戸市個人情報保護審議会資料

システム名 (事業名)	概要	システム稼働 (業務開始) 時期	実施機関
工事情報共有システム (information bridge)	公共工事において受発注者双方がネットワークを介して工事書類を共有し、業務の効率化を図る為に利用する。	令和5年3月上旬	建設局技術管理課
工事情報共有システム (BeingCollaboration、BeingCollaboration PM)	公共工事において受発注者双方がネットワークを介して工事書類を共有し、業務の効率化を図る為に利用する。	令和5年3月上旬	建設局技術管理課
工事情報共有システム (basepage)	公共工事において受発注者双方がネットワークを介して工事書類を共有し、業務の効率化を図る為に利用する。	令和5年3月上旬	建設局技術管理課
工事情報共有システム (株) 現場クラウド One)	公共工事において受発注者双方がネットワークを介して工事書類を共有し、業務の効率化を図る為に利用する。	令和5年3月上旬	建設局技術管理課
転勤による転入者を対象としたアンケート調査アプリ (kintone)	転勤により神戸市内へ転居した方を対象とするアンケート調査を kintone のプラグインであるフォームブリッジを使い、インターネット版 kintone に取り込み管理するもの。	令和5年3月上旬	企画調整局東京事務所

第 115 回神戸市個人情報保護審議会資料

システム名 (事業名)	概要	システム稼働 (業務開始) 時期	実施機関
Box	JR 新駅ビル及び市の歩行者デッキ工事に伴う関係業者との工事調整のためのデータ共有ツールとして利用するもの。	令和 5 年 3 月上旬	都市局部心再整備本部 部心再整備部 三宮再整備課
滞納整理ダッシュボード	収滞納システムから連携したデータをデータ連携基盤 (I.CWAN-ASP AWS) 内の Tableau Server で可視化・共有する。	令和 5 年 3 月下旬	行財政局税務部収税課
故人の遺族による区役所窓口での手続きにかかるワンストップおくりやみシステム	区役所窓口へ来庁した故人の遺族等に対し、予めシステムに入力された故人の情報と行政データを突合し、手続きが必要なサービス (窓口) を特定するシステム。 本システムの構築については、第 113 回個人情報保護審査会に諮問したものであるが、実証実験を進める中で、事務処理の効率化のためには項目追加が必要であることが判明したため、当該システムで使用する情報項目を追加する。	令和 5 年 3 月頃	企画調整局デジタル戦略部
PasCAL for Mobile	タブレット端末の GPS 機能と写真機能を利用することで、現地の写真とメモをその場で庁内共用型 GIS にアップロードするシステムを導入する。	令和 5 年 3 月 31 日	行財政局税務部固定資産税課

第 115 回神戸市個人情報保護審議会資料

システム名 (事業名)	概要	システム稼働 (業務開始) 時期	実施機関
(新) 空家空地管理台帳システム	市民から通報のあった管理不全空家空地に関する情報を集約し、現地調査等を行う外部委託事業者と安全対策課・各区まちづくり課との間で、各案件の対応状況等のデータ連携を行う。また、必要に応じて対応件数等のデータ集計を行う。	令和5年4月1日	建築住宅局建築指導部安全対策課
結核患者管理システム	患者登録票 (ビジュアル) など取扱書面の電子化等によって、業務プロセス・手順を簡素化し、保健師や医療機関の負担軽減を目的として、結核患者管理システム (パッケージ) を利用する。	令和5年4月1日	健康局保健所保健課
Microsoft 365 (SharePoint Online, Office for the web (Excel)) 及び Dynamics 365 (Power Apps, Power Automate) を使用した立入検査・違反調査システム	消防局における査察業務において、建物などを立ち入り検査した際、その内容を入力し、通知書や資料として印刷するシステム。Microsoft の Power Apps (にて作業者はすべての操作を行い、様式の作成は Power Automate にて自動的に行われる。	令和5年4月1日	消防局予防部査察課
麻薬年間届・麻薬廃棄届・調剤済麻薬廃棄届 (kintone)	麻薬年間届・麻薬廃棄届・調剤済麻薬廃棄届については、現状紙の申請書・届出書によるものに限られるが、これを兵庫県が用意した電子申請ページにより受け付け、その情報を同じく兵庫県が用意した kintone 経由で共有する。	令和5年4月1日	健康局保健所医薬課

第 115 回神戸市個人情報保護審議会資料

システム名 (事業名)	概要	システム稼働 (業務開始) 時期	実施機関
帰宅困難者対策オペレーションシステム	災害発生により公共交通機関が停止した場合において、最大5万人程度の帰宅困難者を一時滞在施設に案内するマッチング機能を有したシステム。	令和16年4月1日	危機管理室

(様式4)

企テ第 4934 号
令和 5 年 3 月 8 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

財務会計システム

2 システムの概要

神戸市における財務会計事務（企業会計を除く）の予算編成、予算管理、歳入管理、歳出管理、会計管理（振替、決算等）、歳入歳出外現金管理、基金管理、債権債務者登録管理、発注管理、契約管理、備品管理を対象に管理する。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 5 年 1 月から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

企画調整局デジタル戦略部

(様式3)

企デ第 4756 号の 2
令和 4 年 12 月 12 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当課長
(神戸市情報セキュリティ管理者)

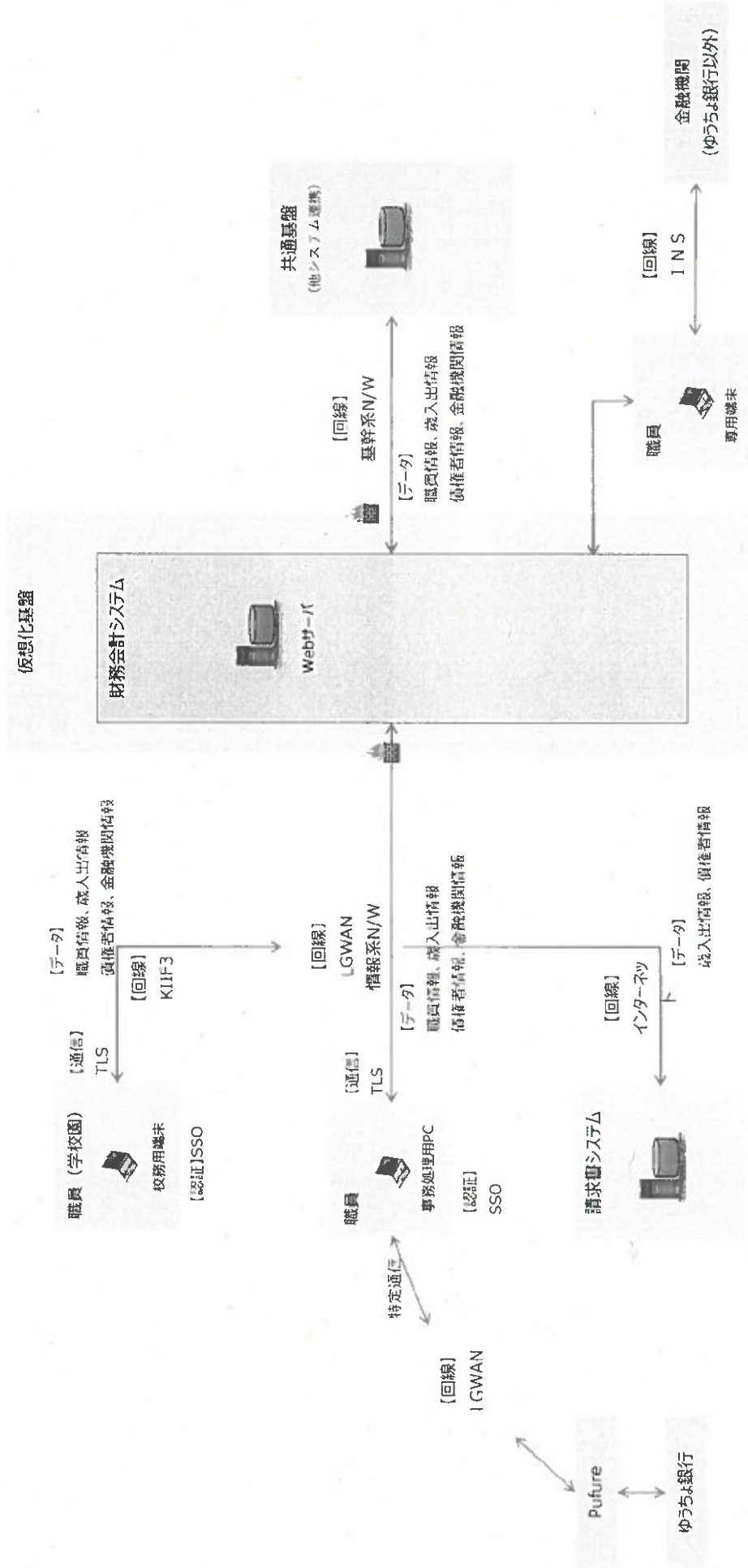
神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

- 1 件名 (システムの名称)
財務会計システム
- 2 システムの概要
神戸市における財務会計事務 (企業会計を除く) の予算編成、予算管理、歳入管理、歳出管理、会計管理 (振替、決算等)、歳入歳出外現金管理、基金管理、債権債務者登録管理、発注管理、契約管理、備品管理を対象に管理する。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働 (業務開始) 時期 令和 5 年 1 月から
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 7 実施機関 (所属の名称)
企画調整局デジタル戦略部

(別図) システム構成図およびデータの流れ.xlsx



(様式4)

神企医新新第 455 号
令和 5 年 1 月 11 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

クラウド営業支援ツール Senses

2 システムの概要

イベント時の参加者募集 WEB フォームの作成や名刺情報の取り込みを実施し、関係企業・個人の情報を一元管理するとともに、それぞれとの案件管理を実施する。また、施策に関連する情報を一斉メールで配信するもの。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 5 年 1 月から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

企画調整局医療・新産業本部新産業課

(様式3)

企デ第 4912 号の 2
令和 5 年 1 月 11 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当課長
(神戸市情報セキュリティ管理者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名 (システムの名称)

クラウド営業支援ツール Senses

2 システムの概要

イベント時の参加者募集 WEB フォームの作成や名刺情報の取り込みを実施し、関係企業・個人の情報を一元管理するとともに、それぞれとの案件管理を実施する。また、施策に関連する情報を一斉メールで配信するもの。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働 (業務開始) 時期 令和 5 年 1 月から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

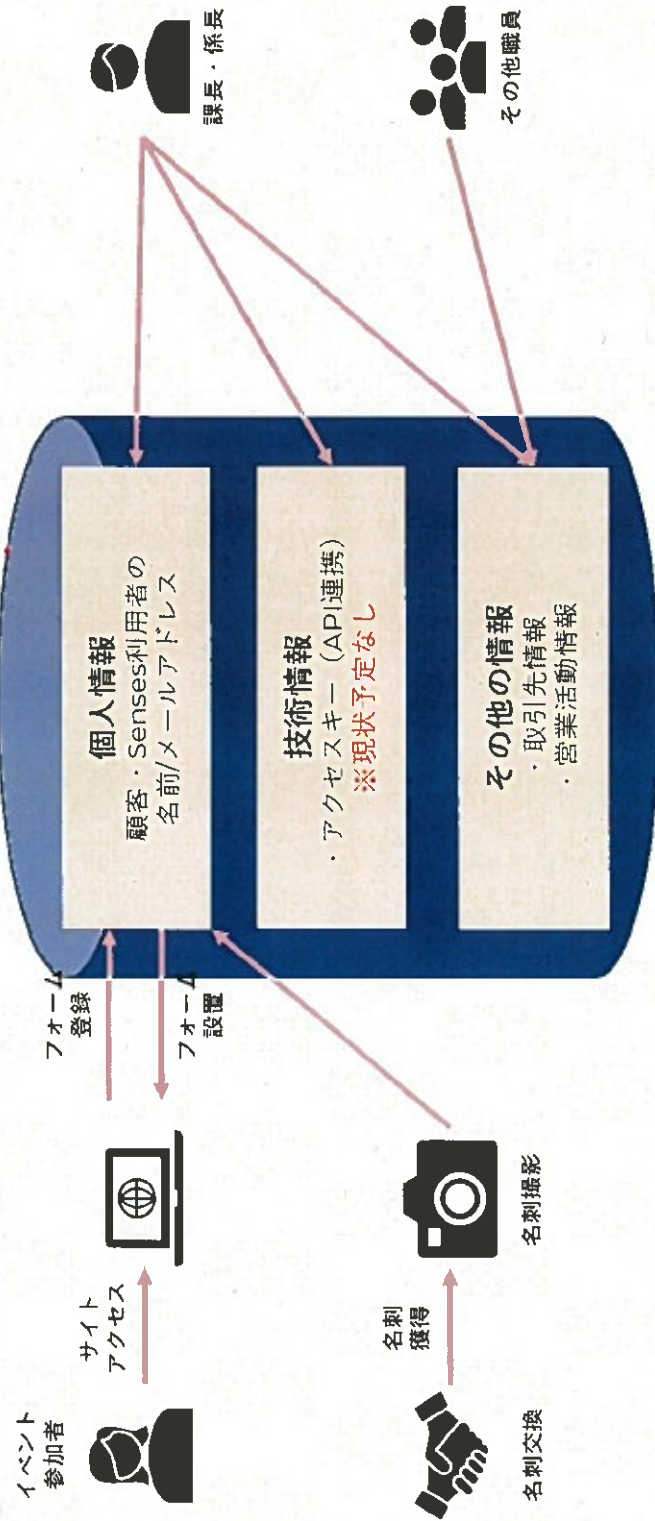
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関 (所属の名称)

企画調整局医療・新産業本部新産業課

個人情報の流れは以下の通り、想定しているパターンは2つ

- ①WEB経由での個人情報取得
- ②名刺交換からの個人情報取得



(様式4)

教委学第2902号
令和5年1月26日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市教育委員会
教育長 長田



神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

- 1 件名（システムの名称）
キャリア教育教材「ENAGEED（エナジード）」オンライン版
- 2 システムの概要
ワークシートとムービーを中心とした中高生向け補助教材で、思考プロセスを示す事例と自身の考えを書き込むワークシートの組み合わせによる学習方式が、クラウドサービスで提供されている。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働（業務開始）時期 令和5年1月
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例11条第1項 類型10
（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）
- 7 実施機関（所属の名称）
教育委員会事務局学校教育部学校教育課

(様式3)

企デ第 4230 号-2
令和 5 年 1 月 17 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市企画調整局デジタル戦略部
情報政策担当課長
(神戸市情報セキュリティ管理者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

- 1 件名 (システムの名称)
キャリア教育教材「ENAGED (エナジード)」オンライン版
- 2 システムの概要
ワークシートとムービーを中心とした中高生向け補助教材で、思考プロセスを示す事例と自身の考えを書き込むワークシートの組み合わせによる学習方式が、クラウドサービスで提供されている。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働 (業務開始) 時期 令和 5 年 1 月
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 7 実施機関 (所属の名称)
教育委員会事務局学校教育部学校教育課

神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用に係る事前協議

外部サービスを利用するキャリア教育教材 「ENAGEED（エナジード）」について

令和4年12月
神戸市教育委員会事務局学校教育課



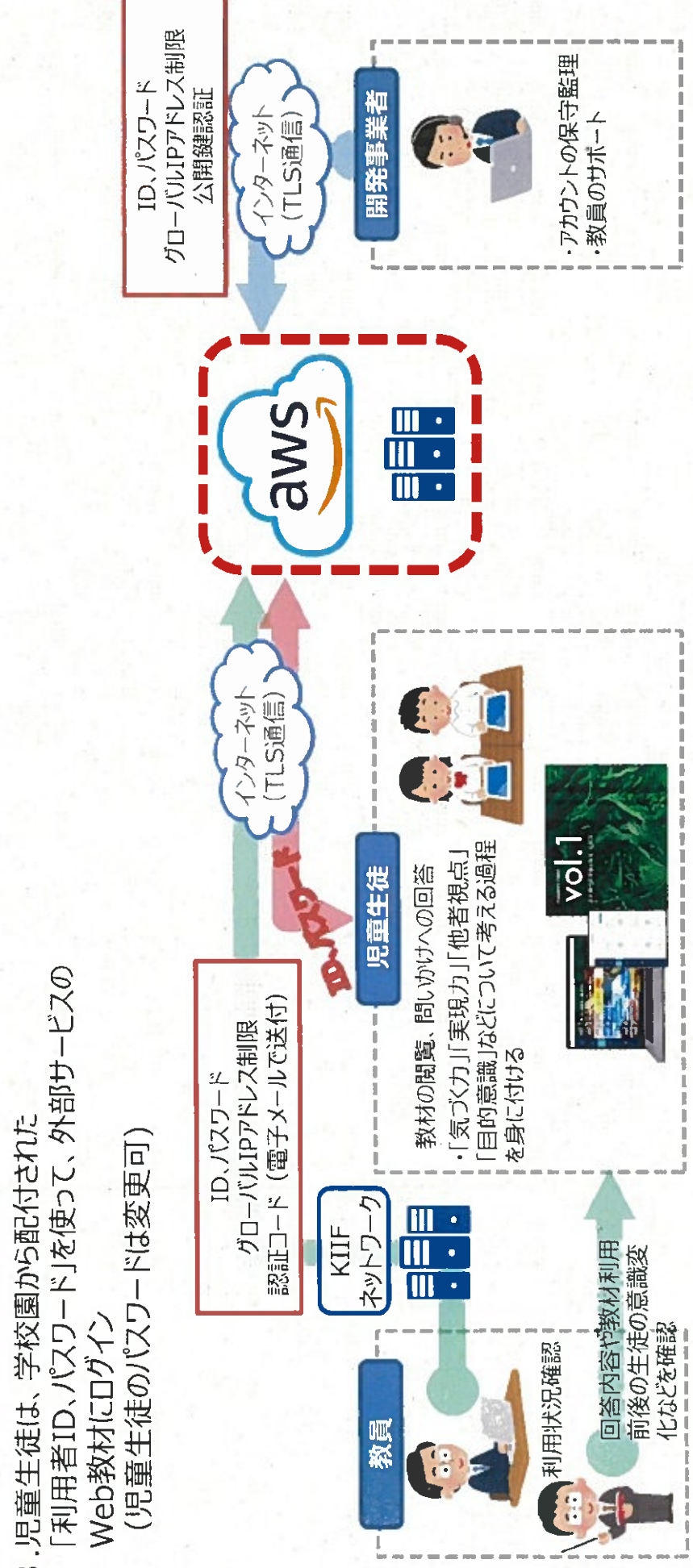
目次

1. 利用するシステムの構成図、取扱う個人情報の流れ
2. 個人情報の保護
3. 取扱う個人情報



1. 構築するシステムの構成図、取扱う個人情報の流れ

1. 児童生徒情報の登録
 - ① 学校園（学校管理者・担当教員）において、教員・学級・児童生徒情報の一括登録を行う
 - ② 教員が、児童情報を確認を行う
2. 学校園は、児童生徒に「利用者ID、パスワード」等のログイン情報を配付する。
3. 児童生徒は、学校園から配付された「利用者ID、パスワード」を使って、外部サービスのWeb教材にログイン（児童生徒のパスワードは変更可）
4. Web教材上で、様々な題材に対する問いかけに、結論を出すことは目的とせず、意見や考えを出し合い共有することで、考える過程を身に付ける。
5. 児童生徒がWeb教材の利用後、回答状況を確認
→ 教員は、回答内容や教材利用前後の児童生徒の意識変化などを確認



2. 個人情報の保護（ソフトウェア利用時の要求事項）

1. 児童生徒での保護

(1) 利用時の誤りの防止

学校園から配付する「利用者ID、パスワード」の情報は、

① 確実に個々の児童生徒に配付することで、利用時の誤りを防止する。

(2) 教材使用履歴の適切な管理

児童生徒が問いかけに対する回答等を行った結果の記録は、

① 「自分のID、パスワードは他の人に教えない」

② 「友だちからパスワードを聞き出したり、友だちのパスワードを他の人に教えたりしない」
など、情報モラル教育を通じて、適正な履歴を維持できるように努める。

2. 学校園での保護

(1) ID管理

① 教員のID、パスワードを学校管理者が管理することで、他の教職員への漏えいを防止する。

(2) アクセス管理

① 教員側から外部サービスへのアクセスは、KIIIF3端末以外では行えないよう、「IDとパスワード」情報に加え、KIIIF3端末でのみ利用できるメールアドレスへのワンタイムパスワードを使用した2要素認証により管理する。

3. その他

Web教材は、授業の際に教員が「章」ごとに開放することで生徒が利用できる環境となるため、授業以外の時間は開放しないなど、適切に管理・指導を行う。



3. 取扱う個人情報

1. 外部サービスを利用するキャリア教育教材に登録する個人情報

(1) 児童生徒情報

①名前、②学年、③組

(2) 学習状況の情報

①学習用教材に保存したメモ ②児童生徒のワークシートの回答

③回答内容へのコメント（先生から児童生徒） ④児童生徒アンケート回答内容と結果

⑤回答結果に基づいた将来の適応性シート（レーダーチャート）

※成績、評価の項目なし

2. 教員が使用する個人情報

毎年度の児童生徒情報を、外部サービスのキャリア教育教材に登録を行う。サービス提供者から割り当てられたIDを元に、組や名前の登録を行う。

このほか、年度内の、転入出に伴う子ども情報のメンテナンス(保守)を行う。



(様式4)

こ 家 第 5502 号
令 和 5 年 2 月 8 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元 喜 造



神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

神戸市療育センターにおけるマイナンバーカード等を用いたオンライン資格確認システム

2 システムの概要

令和元年5月22日に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運用を図るための健康保険法等の一部改正する法律」（令和元年度法律9号）に基づき、マイナンバーカード等による「オンライン資格確認」を行うもの。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和5年1月から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例11条第1項 類型10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

こども家庭局家庭支援課

(様式3)

企デ第 4351 号の 2
令和 5 年 1 月 24 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当課長
(神戸市情報セキュリティ管理者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名 (システムの名称)

神戸市療育センターにおけるマイナンバーカード等を用いたオンライン資格確認システム

2 システムの概要

令和元年 5 月 22 日に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運用を図るための健康保険法等の一部改正する法律」(令和元年度法律 9 号)に基づき、マイナンバーカード等による「オンライン資格確認」を行うもの。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働 (業務開始) 時期 令和 5 年 1 月から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

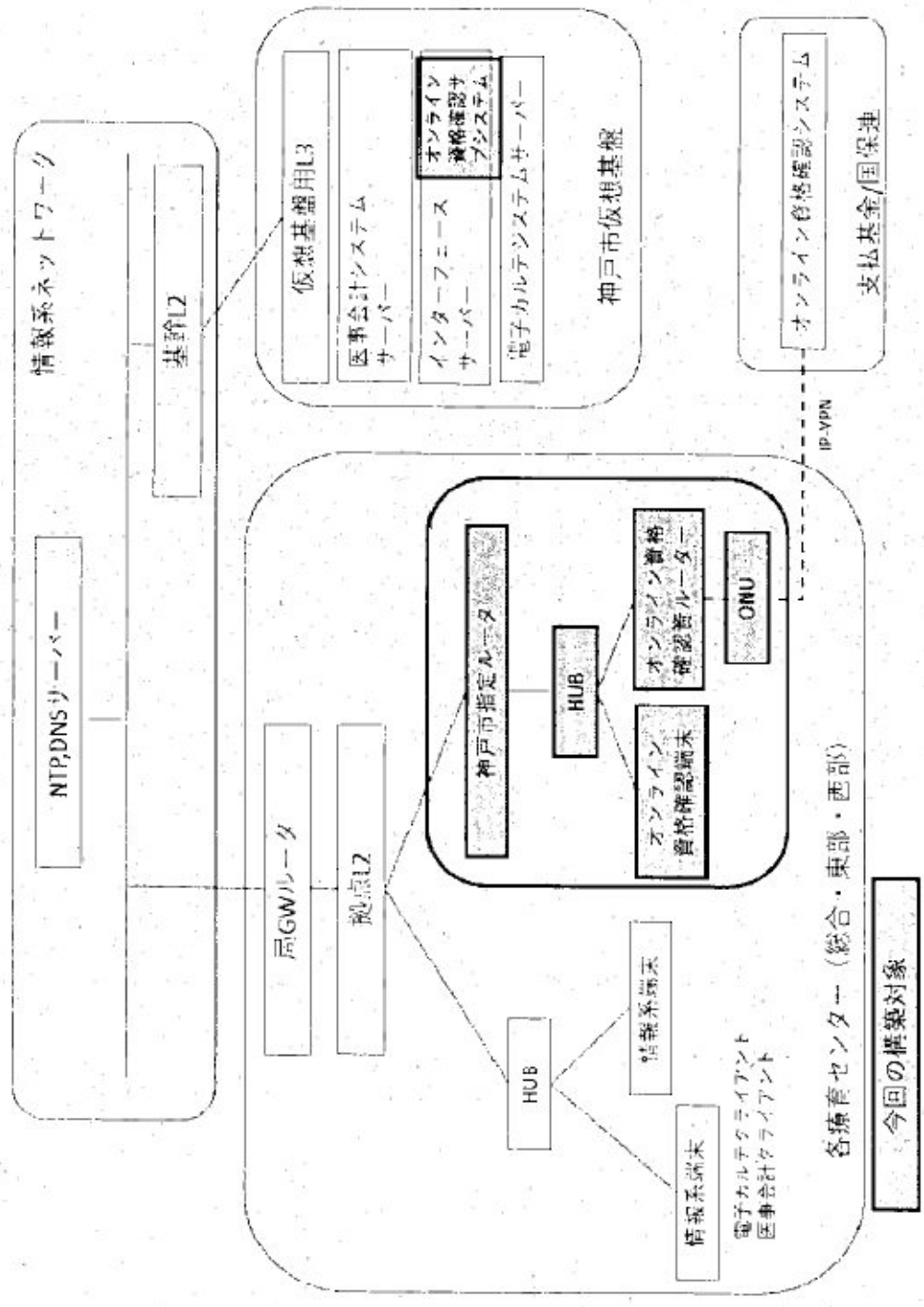
7 実施機関 (所属の名称)

こども家庭局家庭支援課

システム名

神戸市療育センターにおけるマイナンバーカード等を用いたオンライン資格確認システムの導入について
システム構成図

構成図



(様式4)

第 号
令和 年 月 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元 喜 造
(実施機関ごとに異なる)

神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

- 1 件名（システムの名称）
後期高齢者医療システム（コンビニ収納データ受信端末）
（現在、ISDN回線（閉域網相当の回線）による収納データの受け取りを行っているが、当該サービス（NTTが提供）の終了（R5.1月）に伴い、インターネット回線によるものへ変更されるものである。）
- 2 システムの概要
コンビニで収納された後期高齢者医療保険料の収納情報を収納代行業者において取りまとめ、後期高齢者医療システム運用保守業者が当該情報をインターネットを通じてダウンロードするもの。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働（業務開始）時期 令和5年1月
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例11条第1項 類型10
（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）
- 7 実施機関（所属の名称）
福祉局国保年金医療課

(様式3)

企デ第 4379 号-2
令和 5 年 1 月 27 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

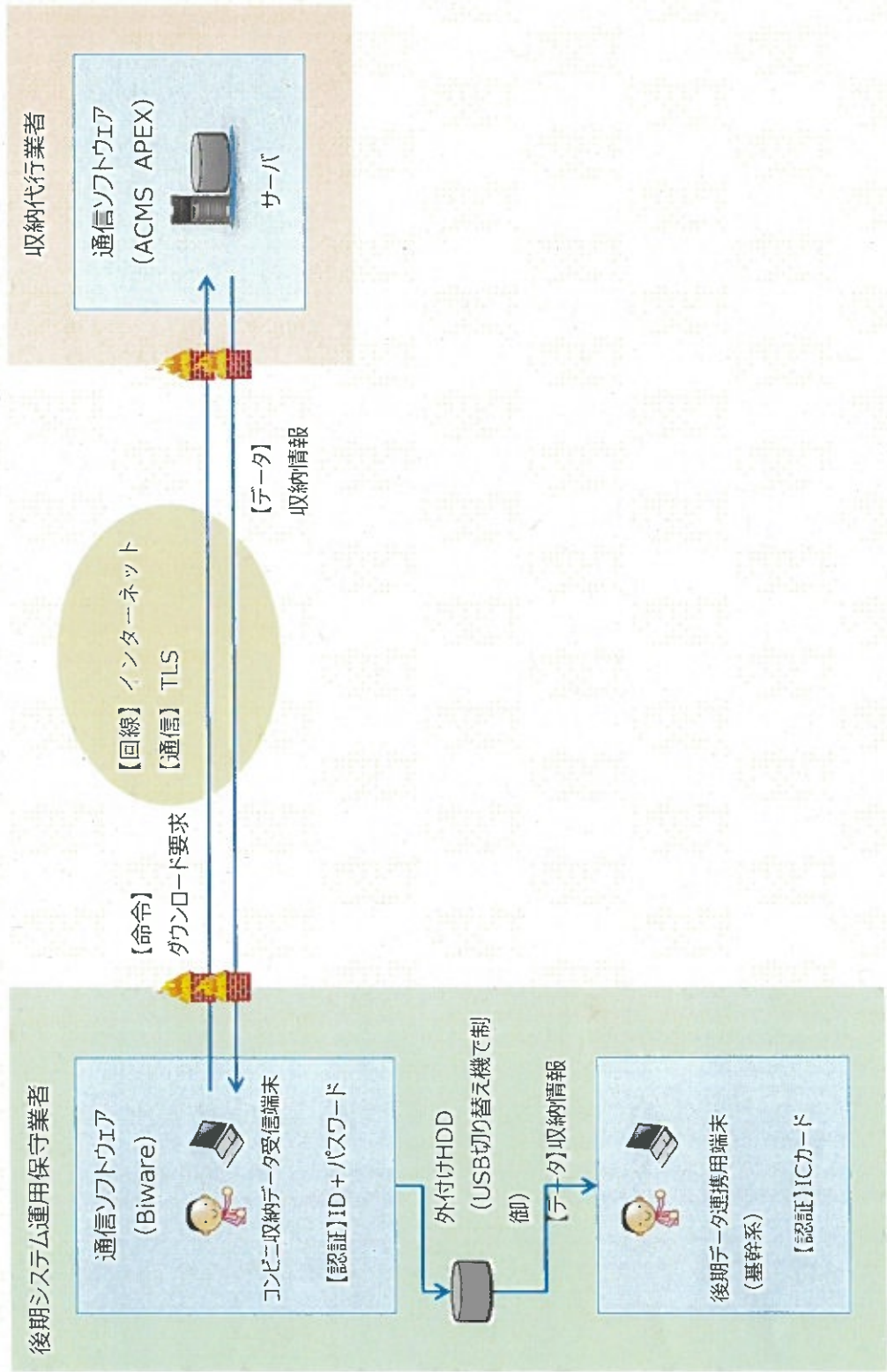
神戸市企画調整局デジタル戦略部
情報政策担当課長
(神戸市情報セキュリティ管理者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

- 1 件名 (システムの名称)
後期高齢者医療システム (コンビニ収納データ受信端末)
(現在、ISDN 回線 (閉域網相当の回線) による収納データの受け取りを行っているが、当該サービス (NTT が提供) の終了 (R5.1 月) に伴い、インターネット回線によるものへ変更されるものである。)
- 2 システムの概要
コンビニで収納された後期高齢者医療保険料の収納情報を収納代行業者において取りまとめ、後期高齢者医療システム運用保守業者が当該情報をインターネットを通じてダウンロードするもの。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働 (業務開始) 時期 令和 5 年 1 月
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 7 実施機関 (所属の名称)
福祉局国保年金医療課

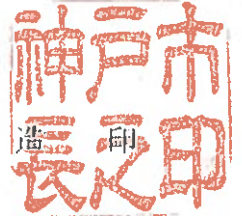


(様式4)

神戸市長広第 2367 号
令和 5 年 3 月 6 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元 喜



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

- 1 件名（システムの名称）
ホームページチェック報告システム（kintone/kviewer/formbridge）
- 2 システムの概要
神戸市 IIP（約 1 万ページ）のチェック業務を外部事業者に委託して実施するにあたり、チェック結果を集約・管理するシステム
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働（業務開始）時期 令和 5 年 1 月 10 日から
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10
（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）
- 7 実施機関（所属の名称）
市長室広報戦略部

(様式3)

企デ第 3985 号 - 2
令和 4 年 12 月 28 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部長
(神戸市情報セキュリティ統括責任者)

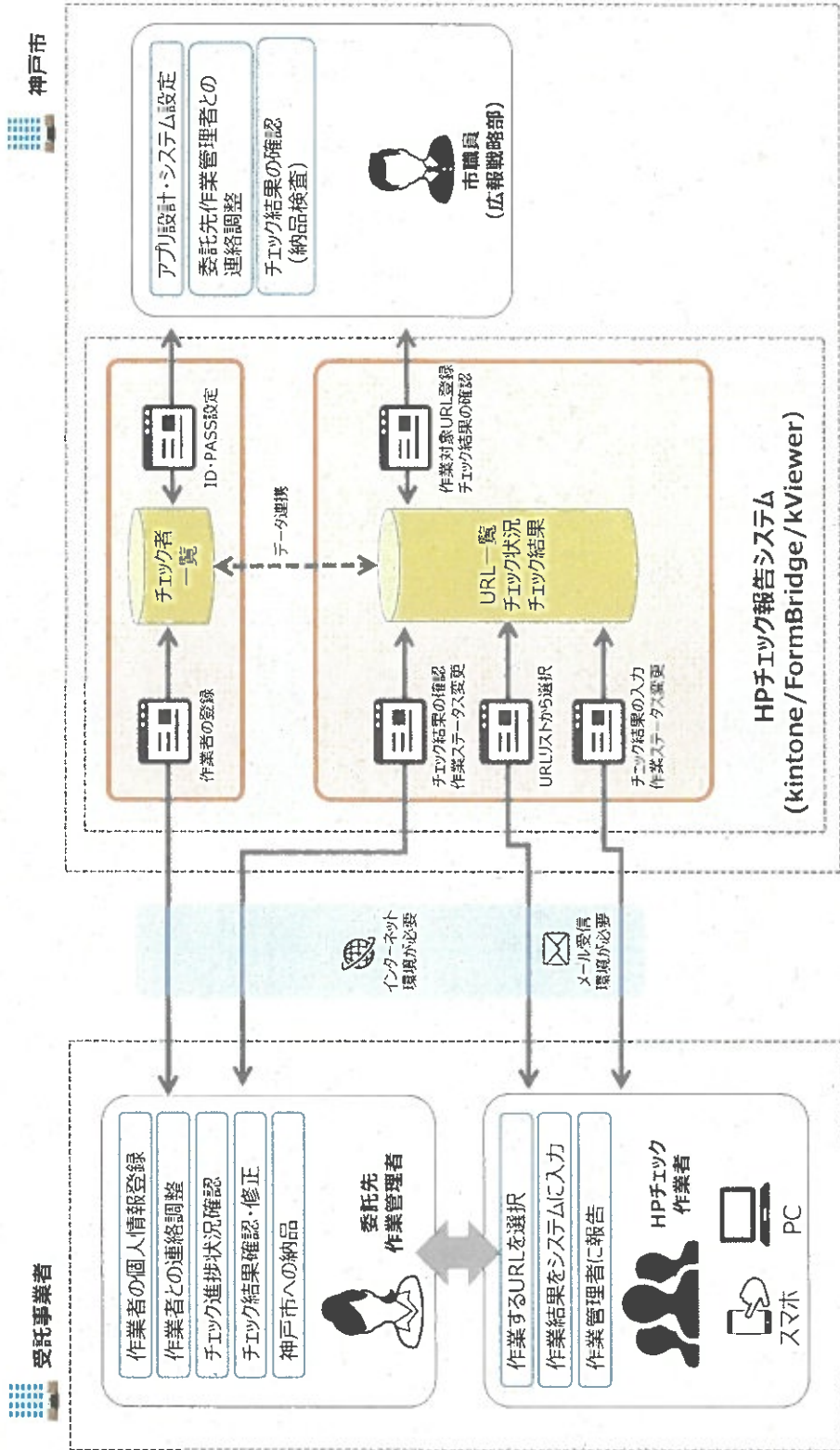
神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

- 1 件名 (システムの名称)
ホームページチェック報告システム (kintone/kviewer/formbridge)
- 2 システムの概要
神戸市 HP (約 1 万ページ) のチェック業務を外部事業者に委託して実施するにあたり、チェック結果を集約・管理するシステム
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働 (業務開始) 時期 令和 5 年 1 月 10 日から
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 7 実施機関 (所属の名称)
市長室広報戦略部

HPチケット業務の概要



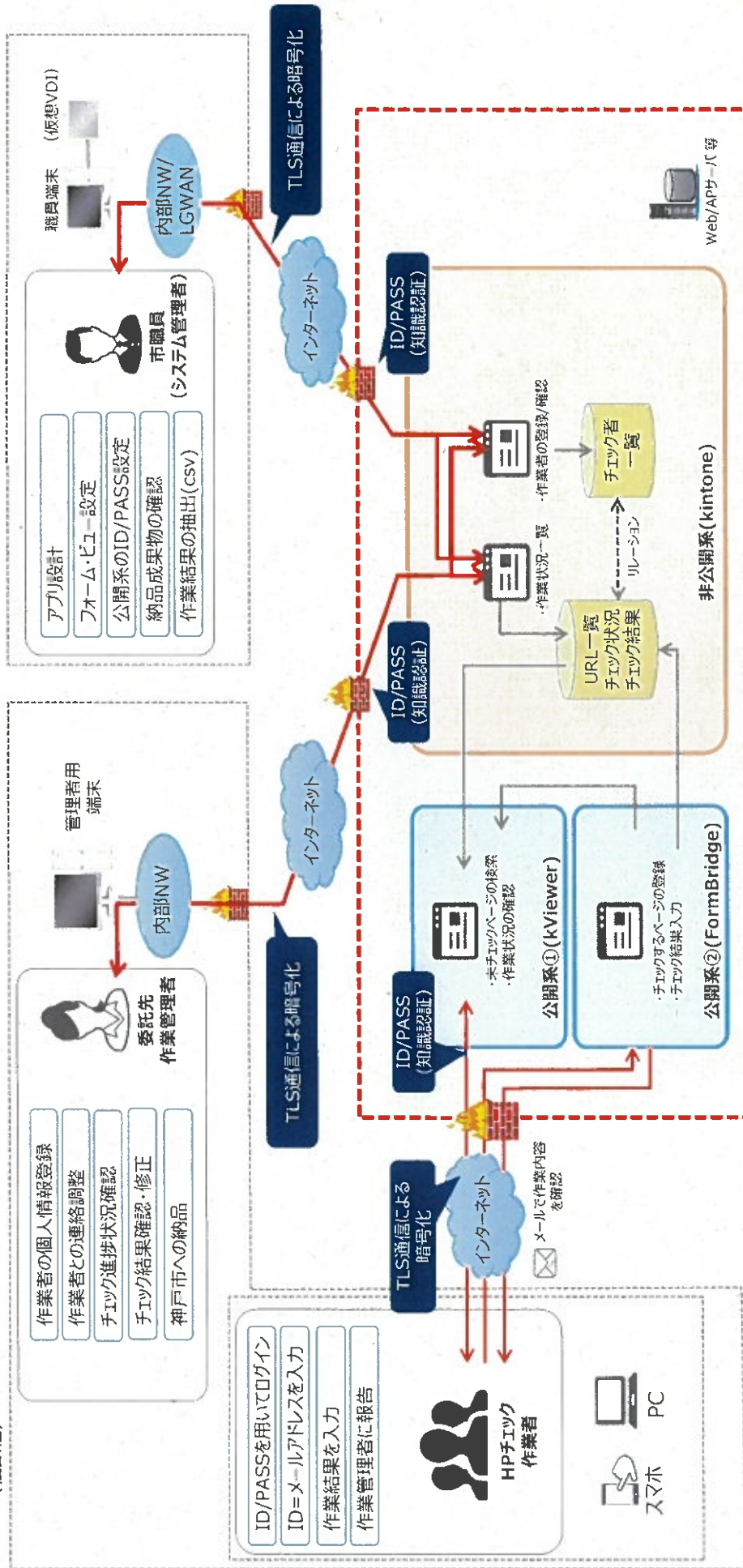
- ✓ 作業ステータスは、①未チケット、②チケット作業中、③チケット済み、④委託事業者確認済み、⑤神戸市確認済みの5つがある。
- ✓ 作業するURLを選択後は【②チケット作業中】になり、作業者がチケット結果を保存すれば【③チケット済み】となる。
- ✓ 委託先作業管理者が【③チケット済み】の内容を確認し、【④委託事業者確認済み】の状態にすることで納品する。

HPチェック報告システムの構成

- ✓ kintone管理画面には、市職員・委託先の双方からアクセスできる
- ✓ kintone設定画面・登録画面は権限が付与された職員のみログイン可能
- ✓ 公開系① (kViewer) はID/PASSで作業者本人の情報のみが閲覧できる

受託事業者
(権数社)

神戸市



HPチェックシステム(kintone/FormBridge/kViewer) ※各社ごとに専用のシステム (DBは共通ではない)

(様式4)

神文中図総第 1724 号
令和 5 年 3 月 7 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

神戸市立図書館業務システム

2 システムの概要

図書館カード番号を利用者 ID として、管理端末で利用者の名前や住所等の登録、資料の貸出や返却や予約処理を行う。またマイナンバーカード利用者証明用電子証明書のシリアルナンバーと図書館カード番号を紐づけし、館内での貸出に対応する。館内の利用者端末、インターネットからは、利用者自身がパスワードを管理し、メールアドレスの登録や変更、資料の予約を行う。インターネット上のマイページには、自身の貸出履歴を上限冊数の範囲内で保存可能。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 システム稼働（業務開始）時期 令和 5 年 1 月 31 日から

5 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

6 実施機関（所属の名称）

文化スポーツ局中央図書館

(様式3)

企デ第 4818 号の 2
令和 5 年 1 月 31 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当課長
(神戸市情報セキュリティ管理者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名 (システムの名称)

神戸市立図書館業務システム

2 システムの概要

図書館カード番号を利用者 ID として、管理端末で利用者の名前や住所等の登録、資料の貸出や返却や予約処理を行う。またマイナンバーカード利用者証明用電子証明書のシリアルナンバーと図書館カード番号を紐づけし、館内での貸出に対応する。館内の利用者端末、インターネットからは、利用者自身がパスワードを管理し、メールアドレスの登録や変更、資料の予約を行う。インターネット上のマイページには、自身の貸出履歴を上限冊数の範囲内で保存可能。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 システム稼働 (業務開始) 時期 令和 5 年 1 月 31 日から

5 適用させる類型事項

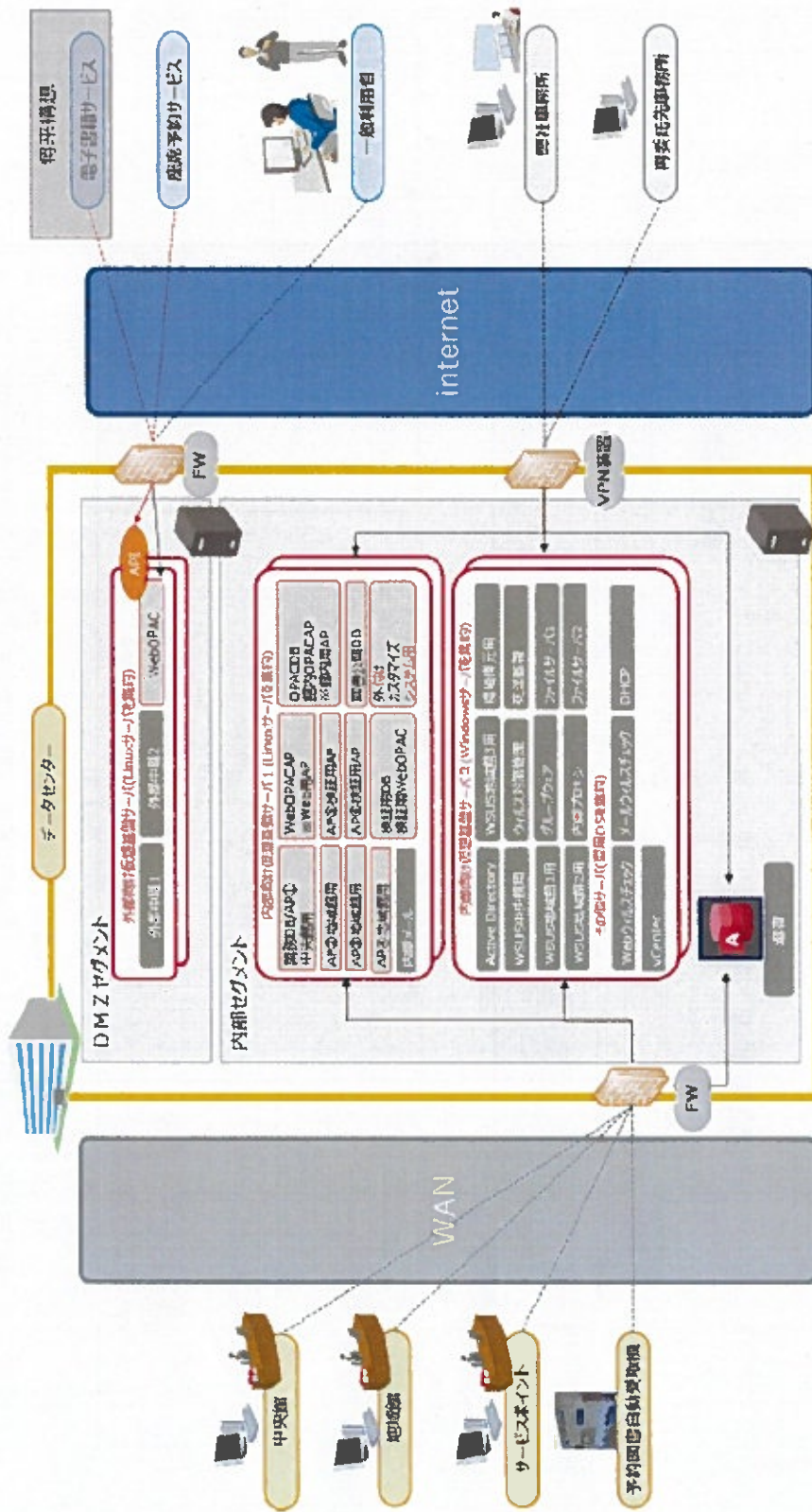
新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

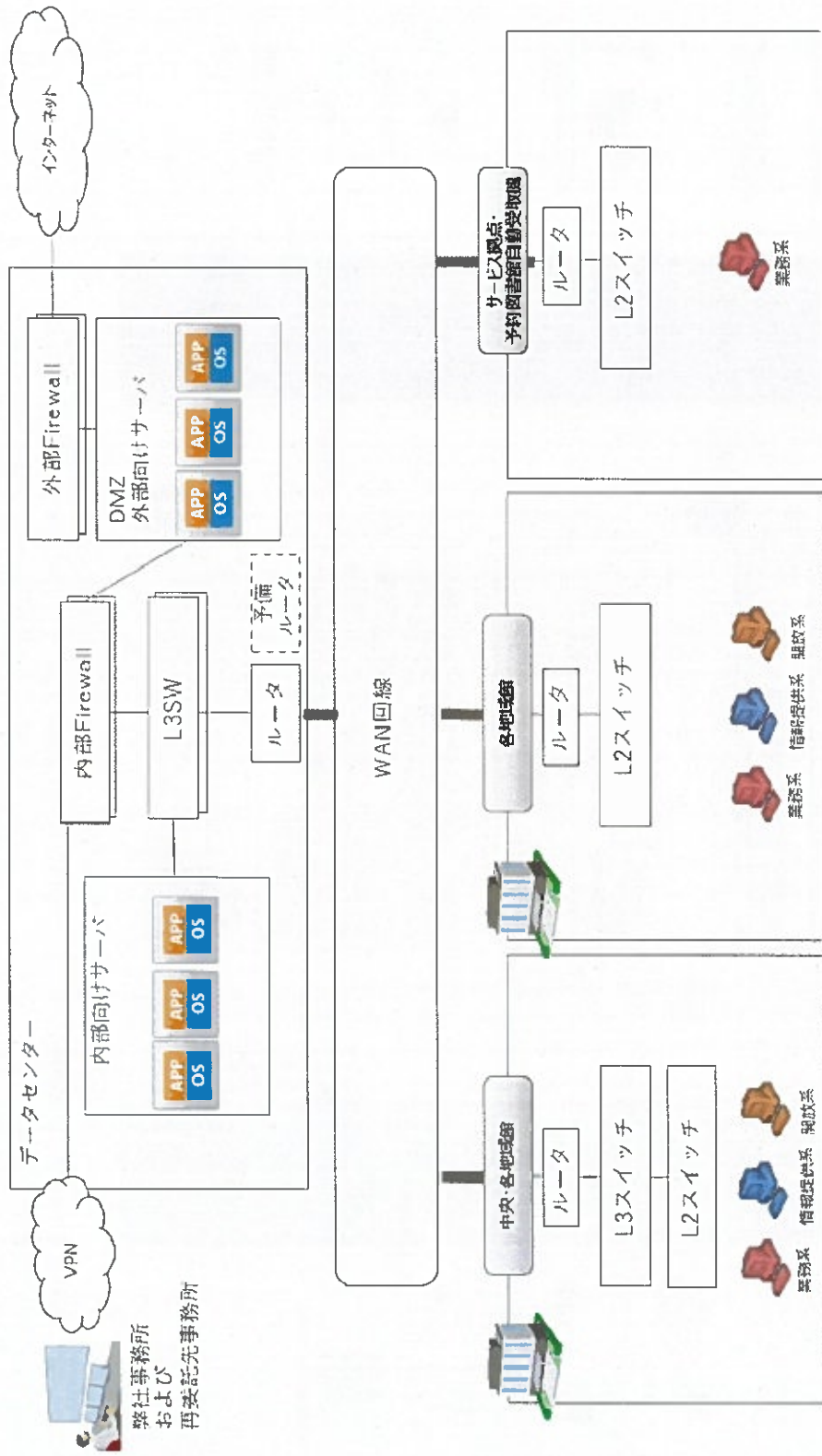
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

6 実施機関 (所属の名称)

文化スポーツ局中央図書館



本プロジェクト「神戸市図書館業務システム」の概要は、公共図書館パッケージ「Lisiera V3」をベースとし、図書館内（中央館・支店館・サービスポイント・予約図書自動貸借機）のサービスのほか、外部サーバ機能として「蔵書検索予約」「座席予約」「マイナワンバード連携（有効性確認を除く）」「電子書籍（ファイル連携）」といったシステム連携を実現する。
また、保守サービスとして、弊社事務所からリモート対応を実施する。



本プロジェクト「神戸市図書館業務システム」の概要は、公共図書館パッケージ「Lisliera V3」をベースとし、図書館内（中央館・地域館・サービスポイント・予約図書自動受取機）のサービスのほか、外部サービスの機能として「蔵書検索予約」「座席予約」「マイナンバーカード連携（有効性確認を除く）」「電子書籍（ファイル連携）」といったシステム連携を実現する。

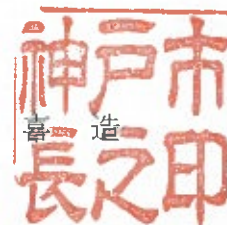
また、保守サービスとして、弊社事務所からリモート対応を実施する。

(様式 4)

神文中図総 第 1733 号
令和 5 年 3 月 7 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

神戸市図書館座席管理システム

2 システムの概要

館内の専用端末及びインターネットからクラウド上のサーバに図書館利用 ID（図書館カード番号）とパスワードを照会。有効な ID・パスワードに対し、当日及び未来日の座席の利用予約状況を表示し、希望時間枠の中で座席をアトランダムに機器が指定。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 システム稼働（業務開始）時期 令和 5 年 1 月 31 日から

5 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

6 実施機関（所属の名称）

文化スポーツ局中央図書館

(様式3)

企デ第4631号の2
令和5年1月31日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

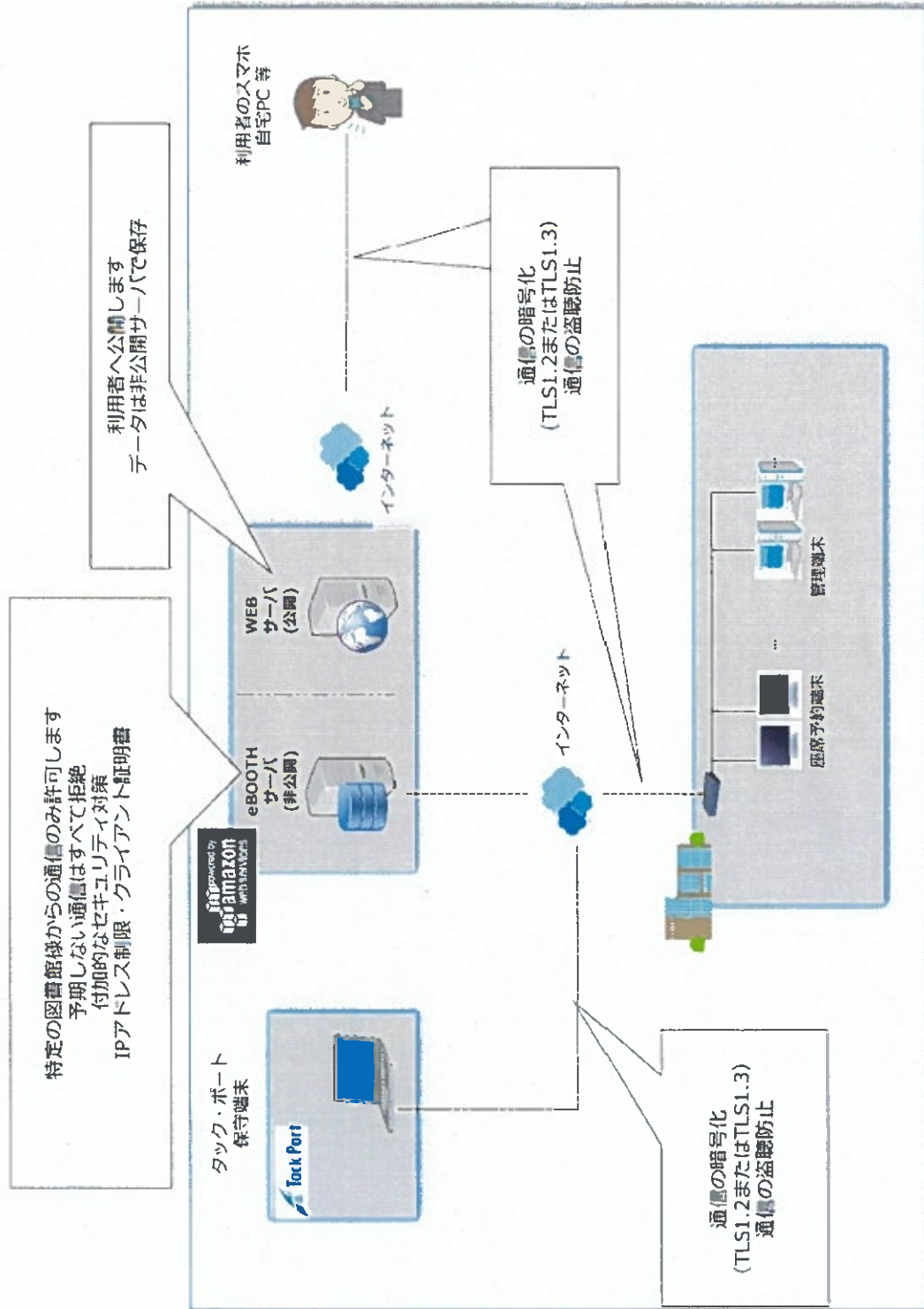
神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当課長
(神戸市情報セキュリティ管理者)

神戸市個人情報保護条例第11条(電子計算機処理)の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

- 1 件名(システムの名称)
神戸市図書館座席管理システム
- 2 システムの概要
館内の専用端末及びインターネットからクラウド上のサーバに図書館利用ID(図書館カード番号)とパスワードを照会。有効なID・パスワードに対し、当日及び未来日の座席の利用予約状況を表示し、希望時間枠の中で座席をアトランダムに機器が指定。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 システム稼働(業務開始)時期 令和5年1月31日から
- 5 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例11条第1項 類型10
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 6 実施機関(所属の名称)
文化スポーツ局中央図書館



(様式4)

神企デ第4602号
令和5年2月20日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元



神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

大容量ファイル交換システム（File Transfer Ilyogo）

2 システムの概要

兵庫県が提供する File Transfer Ilyogo を利用し大容量ファイルをアップロードし、ファイルの保管場所を受信者に伝え、ダウンロードしてもらうことでファイルを交換するサービスを提供する。ファイルの受け取りも同様の方法で可能。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和5年2月から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例11条第1項 類型10, 条例11条第2項第2号 類型3

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

企画調整局デジタル戦略部

(様式3)

企テ第 4535 号の 2
令和 5 年 2 月 8 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当課長
(神戸市情報セキュリティ管理者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名 (システムの名称)

大容量ファイル交換システム (File Transfer Hyogo)

2 システムの概要

兵庫県が提供する File Transfer Hyogo を利用し大容量ファイルをアップロードし、ファイルの保管場所を受信者に伝え、ダウンロードしてもらうことでファイルを交換するサービスを提供する。ファイルの受け取りも同様の方法で可能。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働 (業務開始) 時期 令和 5 年 2 月から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10, 条例 11 条第 2 項第 2 号 類型 3
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

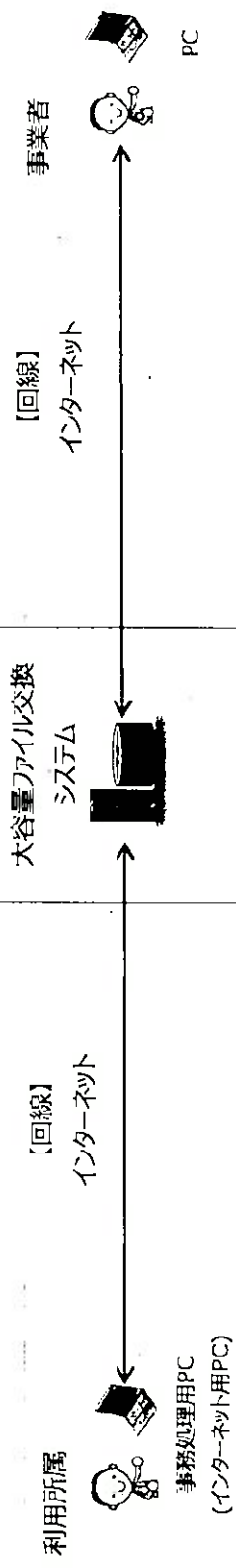
7 実施機関 (所属の名称)

企画調整局デジタル戦略部

システム名 大容量ファイル交換システム (File Transfer Hyogo)

システム構成図

兵庫県セキュリティクラウド



【データ】

利用者情報 (ユーザID：一般ユーザ (共通))

承認者情報 (ユーザID：一般ユーザ (ファイル転送不可))

死先の事業者情報

区面や個人情報データ等の大容量ファイル

【データ】

区面や個人情報データ等の大容量ファイル



(様式4)

消 予 査 第 2055 号
令和 5 年 3 月 10 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市消防長 鍵本



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

Microsoft 365・Dynamics 365 による検査日時等予約システム

2 システムの概要

消防局における予防業務に関する打合せ日時や検査日時を予約するシステム。
Microsoft の Power Automate により、下記 (2) から (4) のプロセスが自動的に行われる。

(1) 神戸市の HP に Forms の URL を公開し、希望予約日や連絡先などを事業者らが入力。

(2) SharePoint Online のリストに (1) の内容を保存。

(3) Teams のチャンネルに (1) の内容を投稿。

(4) 担当する係ごとのメーリングリストあてに、(1) の内容を送信。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 5 年 2 月から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

消防局予防部査察課

(様式 3)

企デ第 4420 号の 2
令和 5 年 1 月 30 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当課長
(神戸市情報セキュリティ管理者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名 (システムの名称)

Microsoft 365・Dynamics 365 による検査日時予約システム

2 システムの概要

消防局における予防業務に関する打合せ日時や検査日時を予約するシステム。Microsoft の Power Automate により、下記(2)から(4)のプロセスが自動的に行われる。

(1)神戸市の HP に Forms の URL を公開し、希望予約日や連絡先などを事業者らが入力。

(2)SharePoint Online のリストに(1)の内容を保存。

(3)Teams のチャンネルに(1)の内容を投稿。

(4)担当する係ごとのメーリングリストあてに、(1)の内容を送信。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働 (業務開始) 時期 令和 5 年 2 月から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

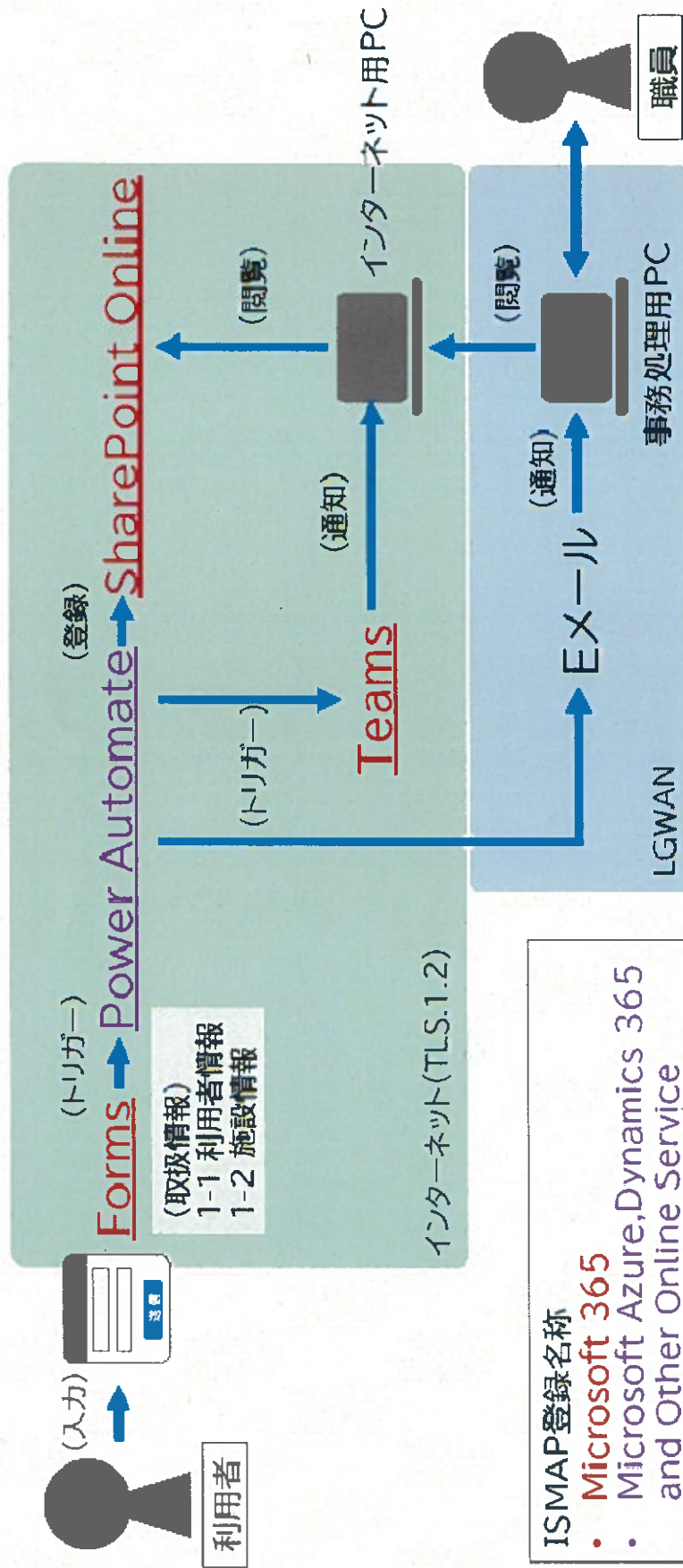
条例 11 条第 1 項 類型 10

(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関 (所属の名称)

消防局予防部査察課

システム構成図 / データ流れ図



(様式4)

神企デ第 5013 号
令和 5 年 2 月 21 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

あじさいネット（施設予約システム）用管理拡張機能

2 システムの概要

神戸市が提供するあじさいネット（施設予約システム）に関する、連絡網及び端末設置先情報等の管理維持及び、開発保守運用事業者や市民等からの問い合わせ管理台帳の整備 ※あじさいネット（施設予約システム）は、取得済み（※企デ第 3197 号）

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 5 年 2 月 22 日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

企画調整局デジタル戦略部

(様式3)

企デ第 4956 号の 2
令和 5 年 2 月 21 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当課長
(神戸市情報セキュリティ管理者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名（システムの名称）

あじさいネット（施設予約システム）用管理拡張機能

2 システムの概要

神戸市が提供するあじさいネット（施設予約システム）に関する、連絡網及び端末設置先情報等の管理維持及び、開発保守運用事業者や市民等からの問い合わせ管理台帳の整備 ※あじさいネット（施設予約システム）は、取得済み（※企デ第 3197 号）

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 5 年 2 月 22 日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

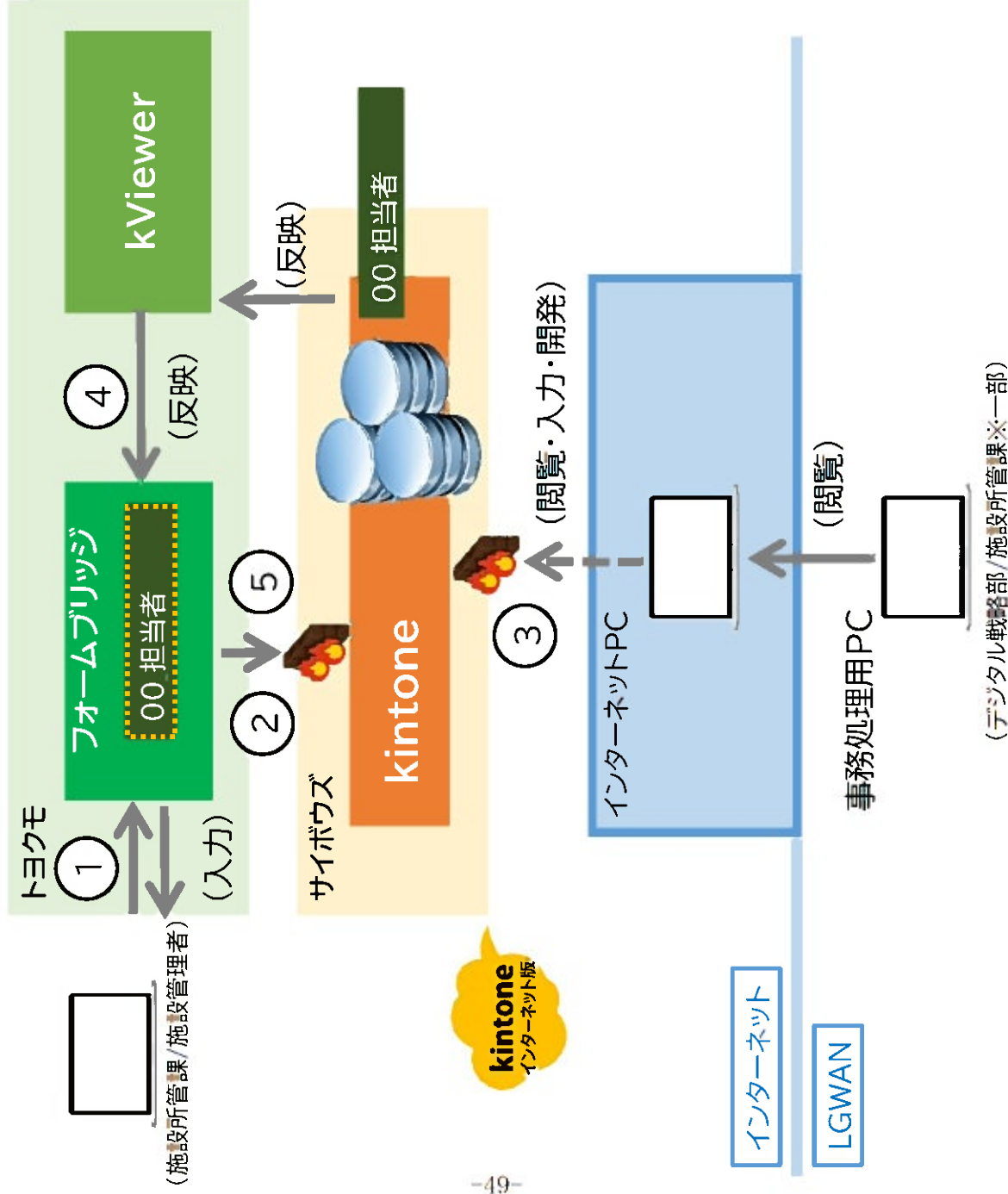
（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

企画調整局デジタル戦略部

データの流れ

- ① 施設所管課や施設管理者が00のフォームより必要項目を入力・送信
 - ② フォームブリッジからkintoneに入力データが送信されレコードが作成される
 - ③ デジタル戦路部や管理施設が多い一部の施設所管課は、kintoneから入力内容を確認
 - ④ 施設所管課及び施設管理者はフォームブリッジの00フォームから(kViewerを介し)入力内容等を確認し更新
 - ⑤ フォームブリッジからkintoneに入力データが送信されレコードが更新される
- ※以後(①から⑤の)繰り返し
 ※入力データは、kintoneのみに格納



暗号化について

- ①～⑤まではTLS通信(根拠)
- ・ サイボウズ
「総務省 情報開示指針版 cybozu.com セキュリティチェックシート」No.40(TLS1.2である旨)
- ・ トヨクモ
「総務省版セキュリティチェックシート Ver.1.2.0」No.51(HTTPS通信である旨)

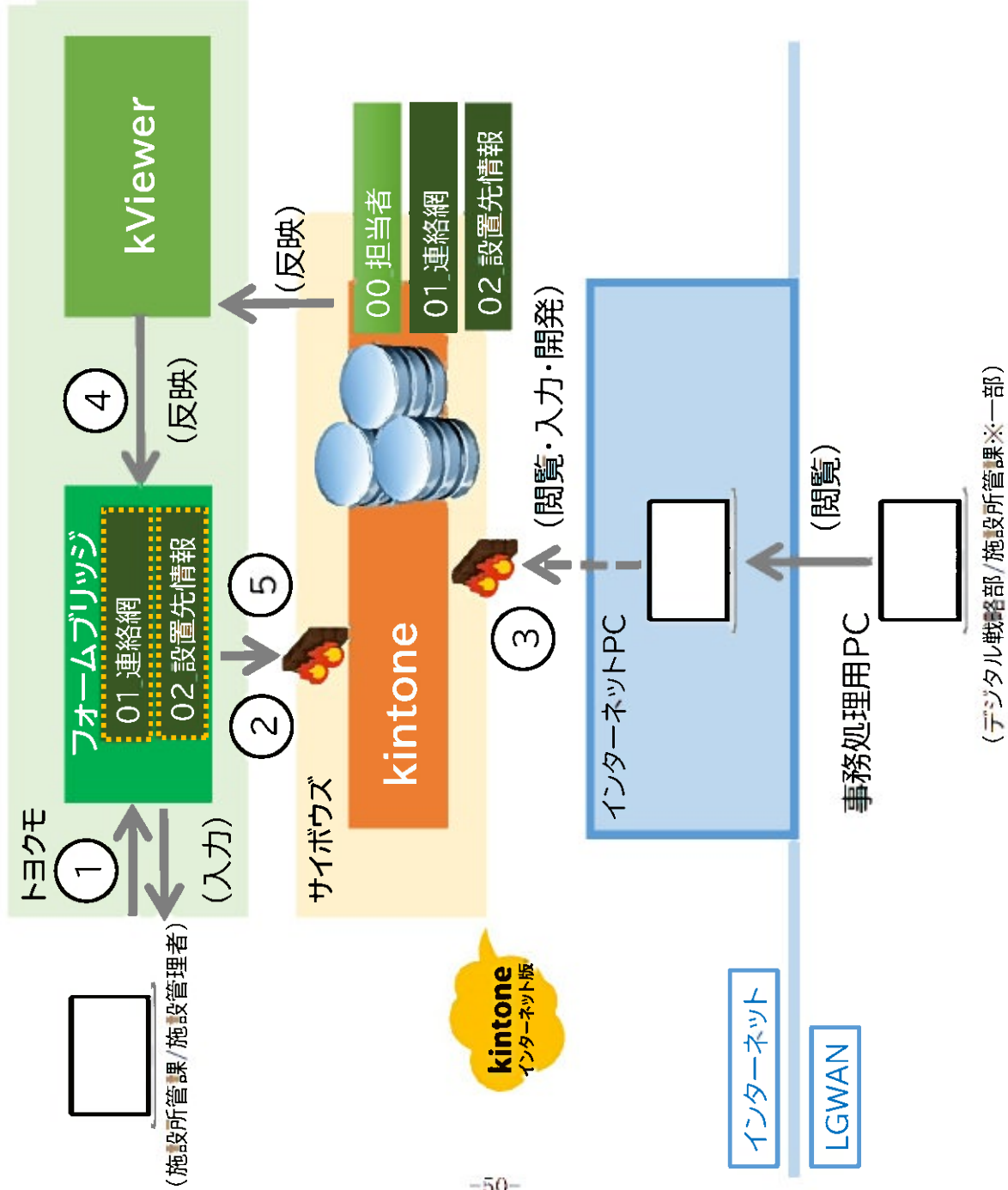
データの流れ

- ① 施設所管課や施設管理者が01、02のフォームより必要項目を入力・送信
- ② フォームブリッジからkintoneに入力データが送信されレコードが作成される
- ③ デジタル戦略部や管理施設が多い一部の施設所管課は、kintoneから入力内容を確認
- ④ 施設所管課及び施設管理者はフォームブリッジの01、02フォームから(kViewerを介し)入力内容等確認し更新
- ⑤ フォームブリッジからkintoneに入力データが送信されレコードが更新される

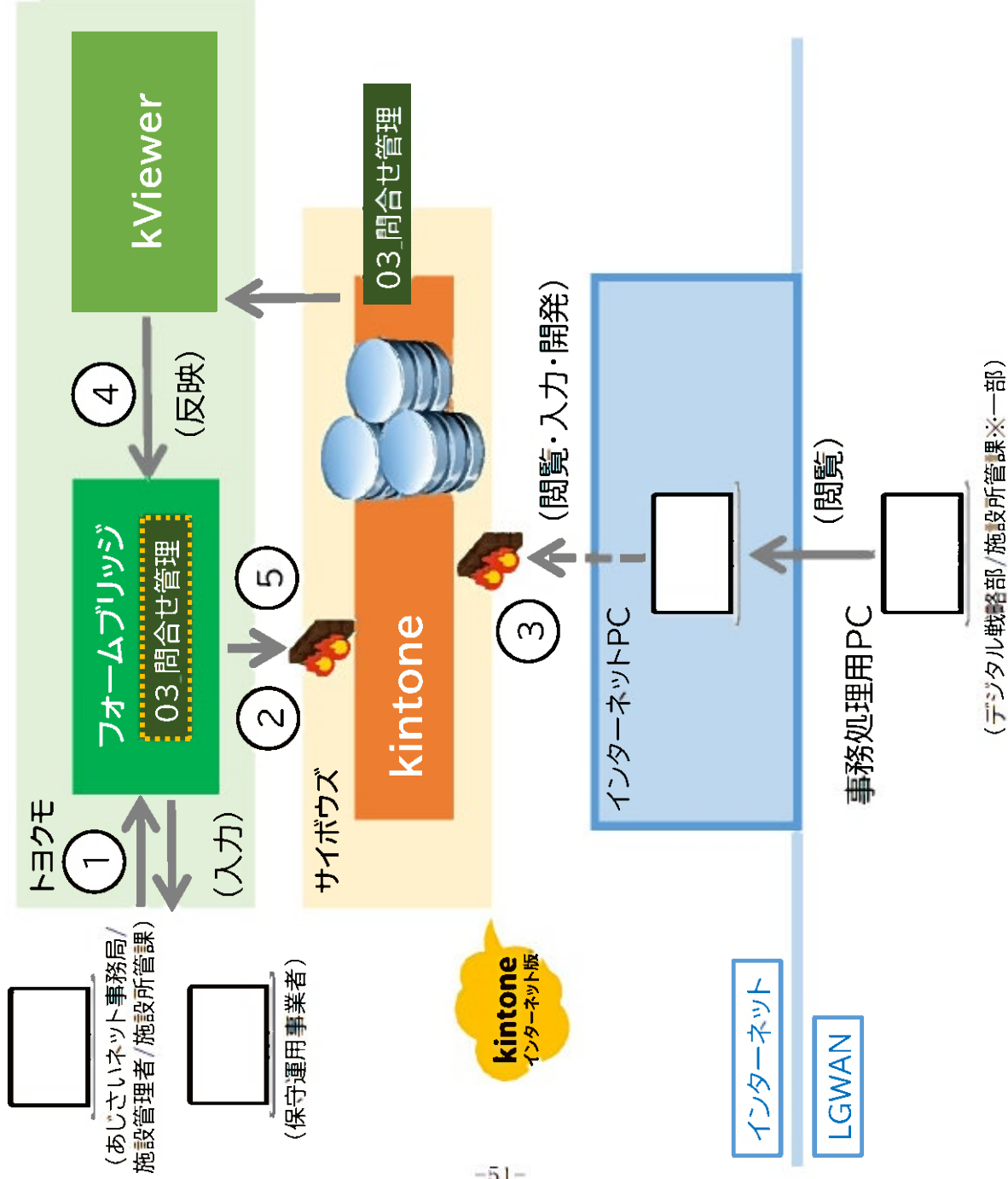
※以後(①から⑤の)繰り返し

※入力データは、kintoneのみに格納

※00 担当者情報をフォームブリッジでの入力補助用として参照させる



データの流れ



- ① あじさいネット事務局や保守事業者等が問合せ用フォームより質問を入力・送信
 - ② フォームブリッジからkintoneに入力データが送信されレコードが作成される
 - ③ デジタル戦略部や管理施設が多い一部の施設所管課は、kintoneから問合せ内容を確認
 - ④ あじさいネット事務局・施設管理者・施設所管課・保守事業者はフォームブリッジの03問合せ管理フォームから(kviewerを介して)更新内容等を確認し更新
 - ⑤ フォームブリッジからkintoneに入力データが送信されレコードが更新される
- ※以後(①から⑤の)繰り返し
 ※入力データは、kintoneのみに格納

(様式4)

神企テ第 4549 号
令和5年2月7日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元



神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

0 申告自動審査システム

2 システムの概要

オンライン申請で受け付けた申請データ及び課税システムから抽出した審査用データを本システムにアップロードし、0 申告受付可能か審査を行う。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和5年2月下旬から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例11条第1項 類型10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

企画調整局デジタル戦略部

(様式3)

企デ第 4412 号の 2
令和 5 年 1 月 30 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当課長
(神戸市情報セキュリティ管理者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名（システムの名称）

0 申告自動審査システム

2 システムの概要

オンライン申請で受け付けた申請データ及び課税システムから抽出した審査用データを本システムにアップロードし、0 申告受付可能か審査を行う。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 5 年 2 月下旬から

6 適用させる類型事項

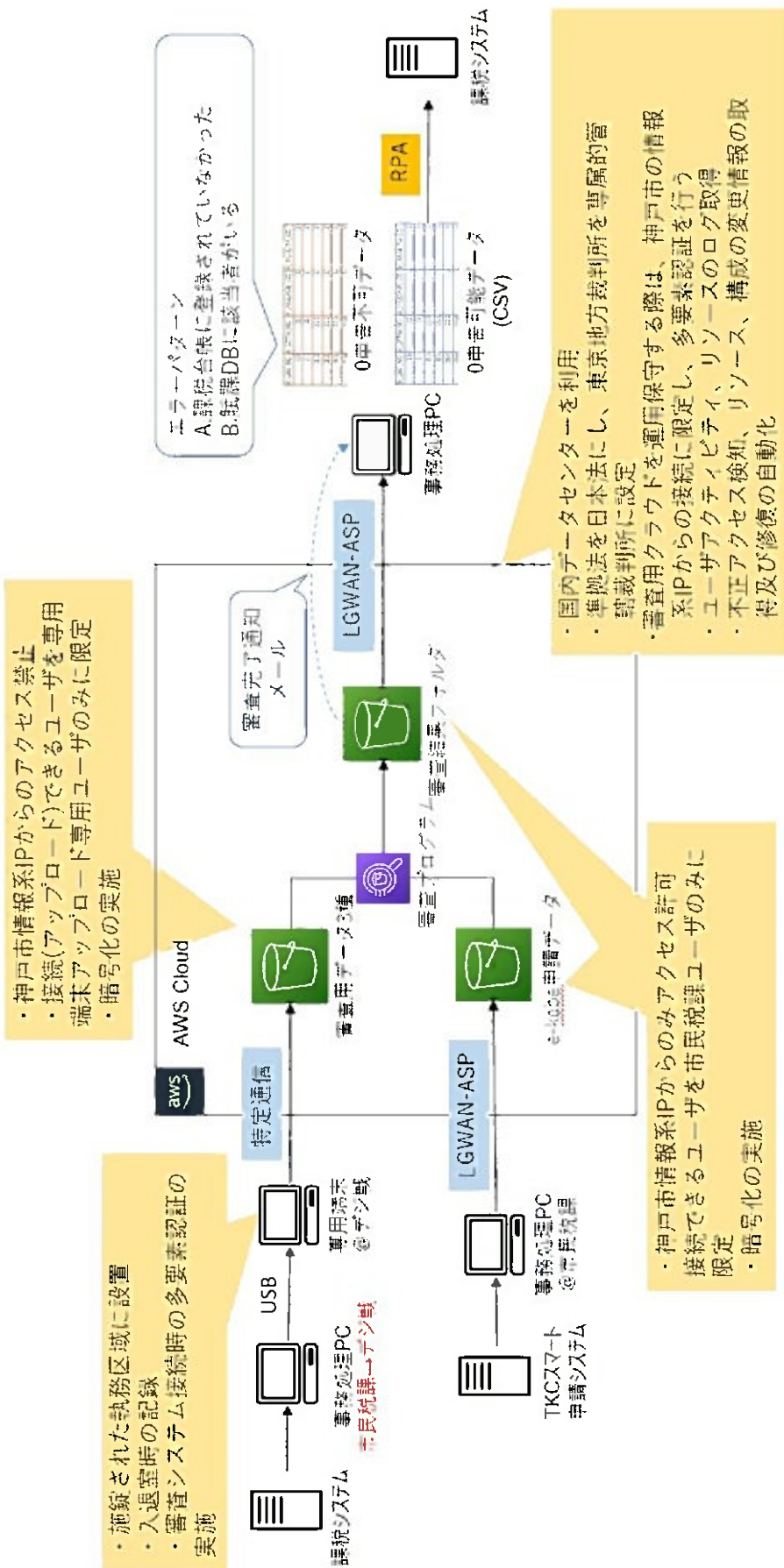
新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関（所属の名称）

企画調整局デジタル戦略部



(様式4)

建西部第 4937 号
令和 5 年 3 月 10 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

まちの美緑花ボランティア収支報告書

2 システムの概要

「まちの美緑花ボランティアに関する要綱」第 11 条に基づき、公園管理会に対して、ボランティア活動に関する収支報告書の提出を定めているが、昨今の DX 化推進の機運を受け、提出方法の一つとしてウェブフォームによる入力を追加するもの。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 5 年 3 月 1 日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

建設局西部建設事務所

(様式3)

企デ第 4353 号の 2
令和 5 年 1 月 26 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当課長
(神戸市情報セキュリティ管理者)

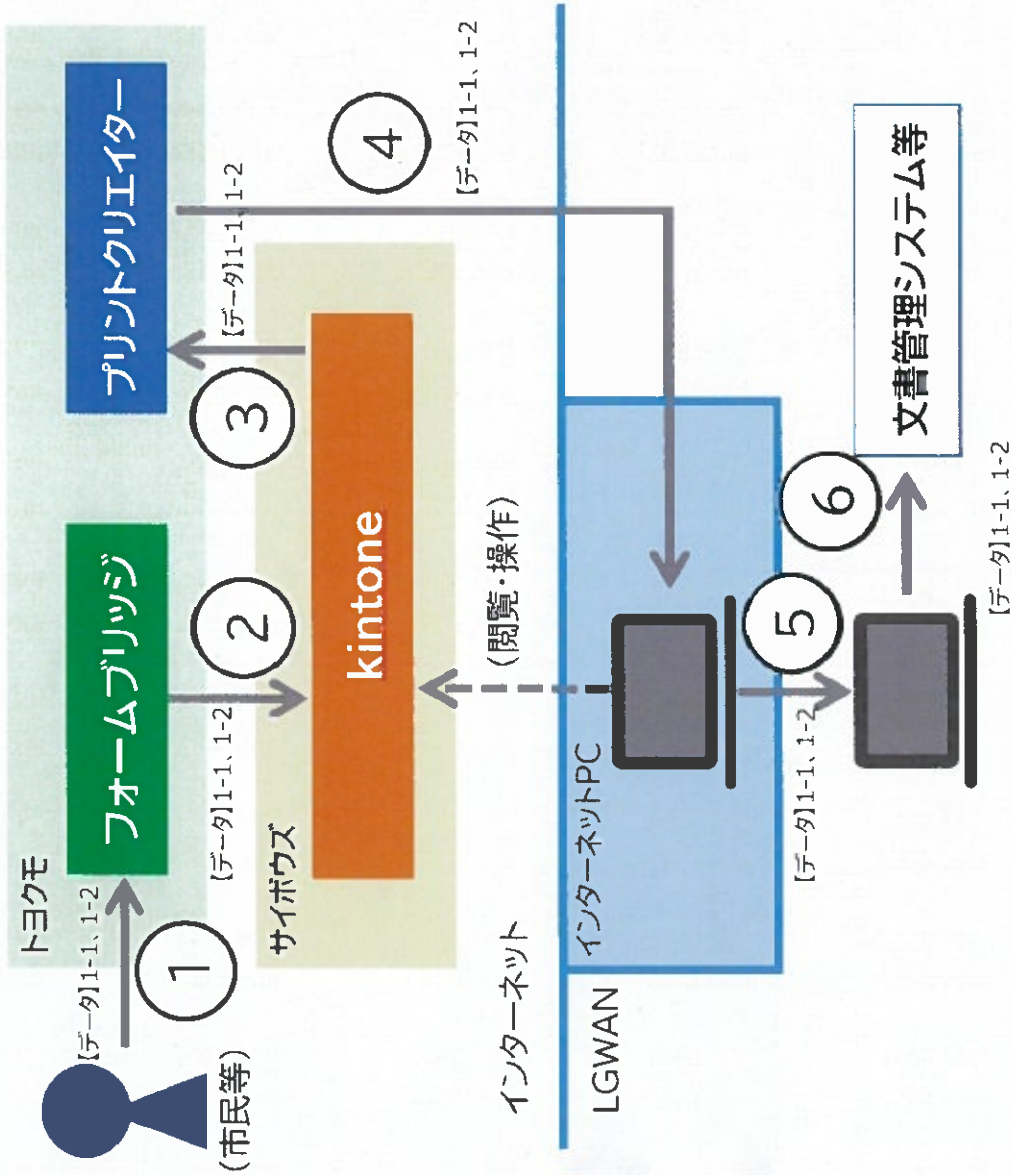
神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

- 1 件名 (システムの名称)
まちの美緑花ボランティア収支報告書
- 2 システムの概要
「まちの美緑花ボランティアに関する要綱」第 11 条に基づき、公園管理会に対して、ボランティア活動に関する収支報告書の提出を定めているが、昨今の DX 化推進の機運を受け、提出方法の一つとしてウェブフォームによる入力を追加するもの。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働 (業務開始) 時期 令和 5 年 3 月 1 日から
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 7 実施機関 (所属の名称)
建設局西部建設事務所

データの流れ(略図)



データの流れ

- ① 市民等がフォームブリッジに入力・送信
- ② フォームブリッジからkintoneに入力データが送信されkintoneにレコードが作成される
- ③ kintoneからプリントクリエイターにデータを渡す
- ④ プリントクリエイターが出力した帳票ファイルをインターネットPCにダウンロード
- ⑤ 帳票ファイルをインターネットPCから事務処理用PCにダウンロード
- ⑥ 帳票ファイルを文書管理システム等に添付して決裁

暗号化について

- ①～④まではTLS通信(根拠)
- ・ サイボウズ
「総務省 情報開示指針版 cybozu.com セキュリティチェックシート」No.40(TLS1.2である旨)
- ・ トヨクモ
「総務省版セキュリティチェックシート Ver.1.2.0」No.51(HTTPS通信である旨)

(様式4)

建西部第 4938 号
令和 5 年 3 月 10 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

まちの美緑花ボランティア活動内容申請

2 システムの概要

「まちの美緑花ボランティアに関する要綱」第 7 条に基づき、公園管理会に対して、ボランティア活動に関する申請書の提出を定めているが、昨今の DX 化推進の機運を受け、提出方法の一つとしてウェブフォームによる入力を追加するもの。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 5 年 1 月 26 日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

建設局西部建設事務所

(様式3)

企デ第 4352 号の 2
令和 5 年 1 月 26 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当課長
(神戸市情報セキュリティ管理者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名（システムの名称）

まちの美緑花ボランティア活動内容申請

2 システムの概要

「まちの美緑花ボランティアに関する要綱」第 7 条に基づき、公園管理会に対して、ボランティア活動に関する申請書の提出を定めているが、昨今の DX 化推進の機運を受け、提出方法の一つとしてウェブフォームによる入力を追加するもの。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 5 年 1 月 26 日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

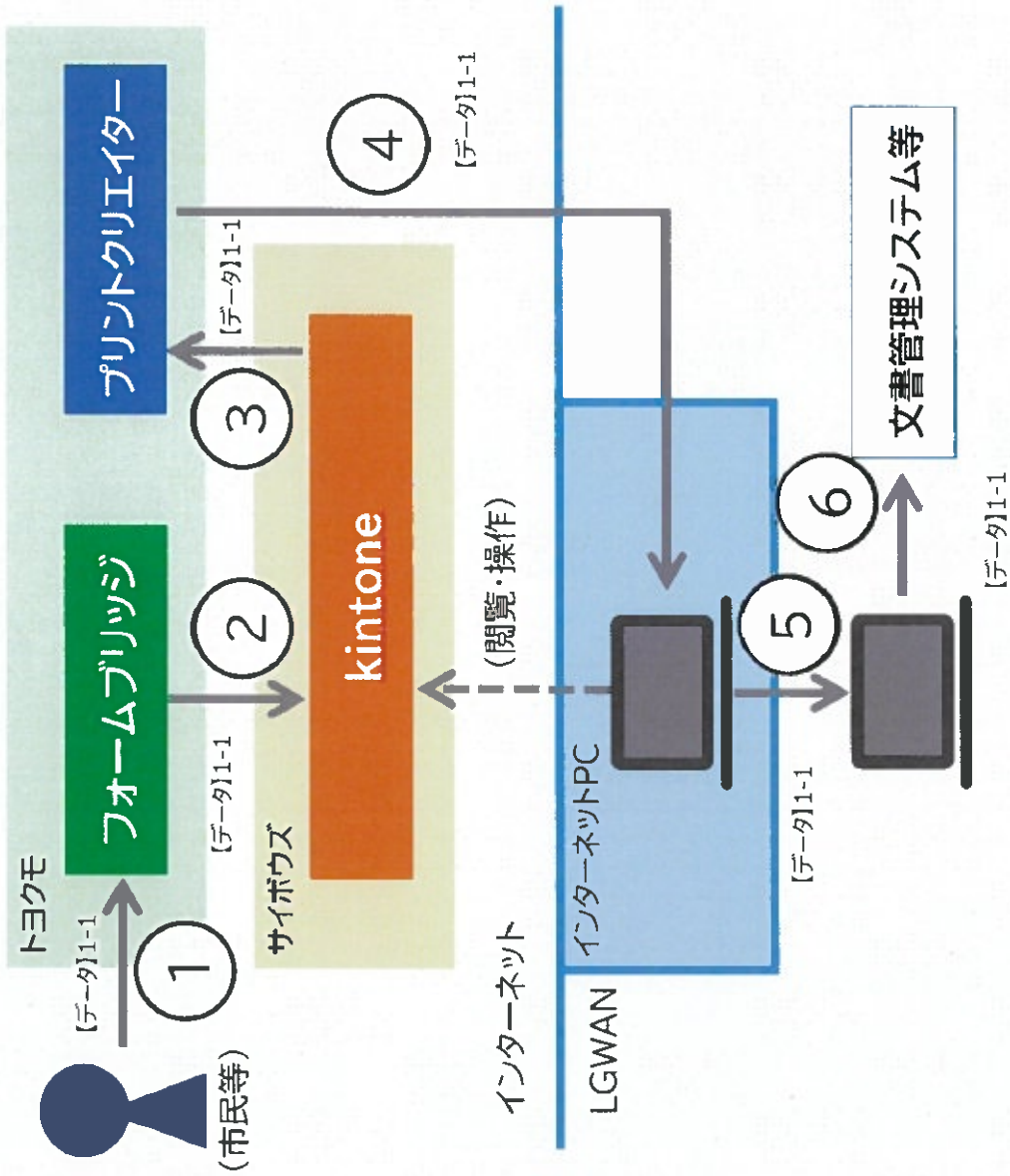
条例 11 条第 1 項 類型 10

(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関（所属の名称）

建設局西部建設事務所

データの流れ(略図)



データの流れ

- ① 市民等がフォームブリッジに入力・送信
- ② フォームブリッジからkintoneに入力データが送信されkintoneにレコードが作成される
- ③ kintoneからプリントクリエイターにデータを渡す
- ④ プリントクリエイターが出力した帳票ファイルをインターネットPCにダウンロード
- ⑤ 帳票ファイルをインターネットPCから事務処理用PCにダウンロード
- ⑥ 帳票ファイルを文書管理システム等に添付して決裁

暗号化について

- ①～④まではTLS通信(根拠)
- ・ サイボウズ
「総務省 情報開示指針版 cybozu.com セキュリティチェックシート」No.40(TLS1.2である旨)
- ・ トヨクモ
「総務省版セキュリティチェックシート Ver.1.2.0」No.51(HTTPS通信である旨)



(様式4)

建技第 1626 号-5
令和 5 年 3 月 9 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様



神戸市長 久 元 喜 造

神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

- 1 件名（システムの名称）
工事情報共有システム（工事情報共有システム）
- 2 システムの概要
公共工事において受発注者双方がネットワークを介して工事書類を共有し、業務の効率化を図る為に利用する。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働（業務開始）時期 利用承認後より
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10
（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）
- 7 実施機関（所属の名称）
建設局技術管理課

(様式3)

企デ第 4983 号-14
令和 5 年 3 月 7 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当課長
(神戸市情報セキュリティ管理者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1. 件名 (システムの名称)

工事情報共有システム(工事情報共有システム)

2 システムの概要

公共工事において受発注者双方がネットワークを介して工事書類を共有し、業務の効率化を図る為に利用する。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働 (業務開始) 時期 利用承認後より

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

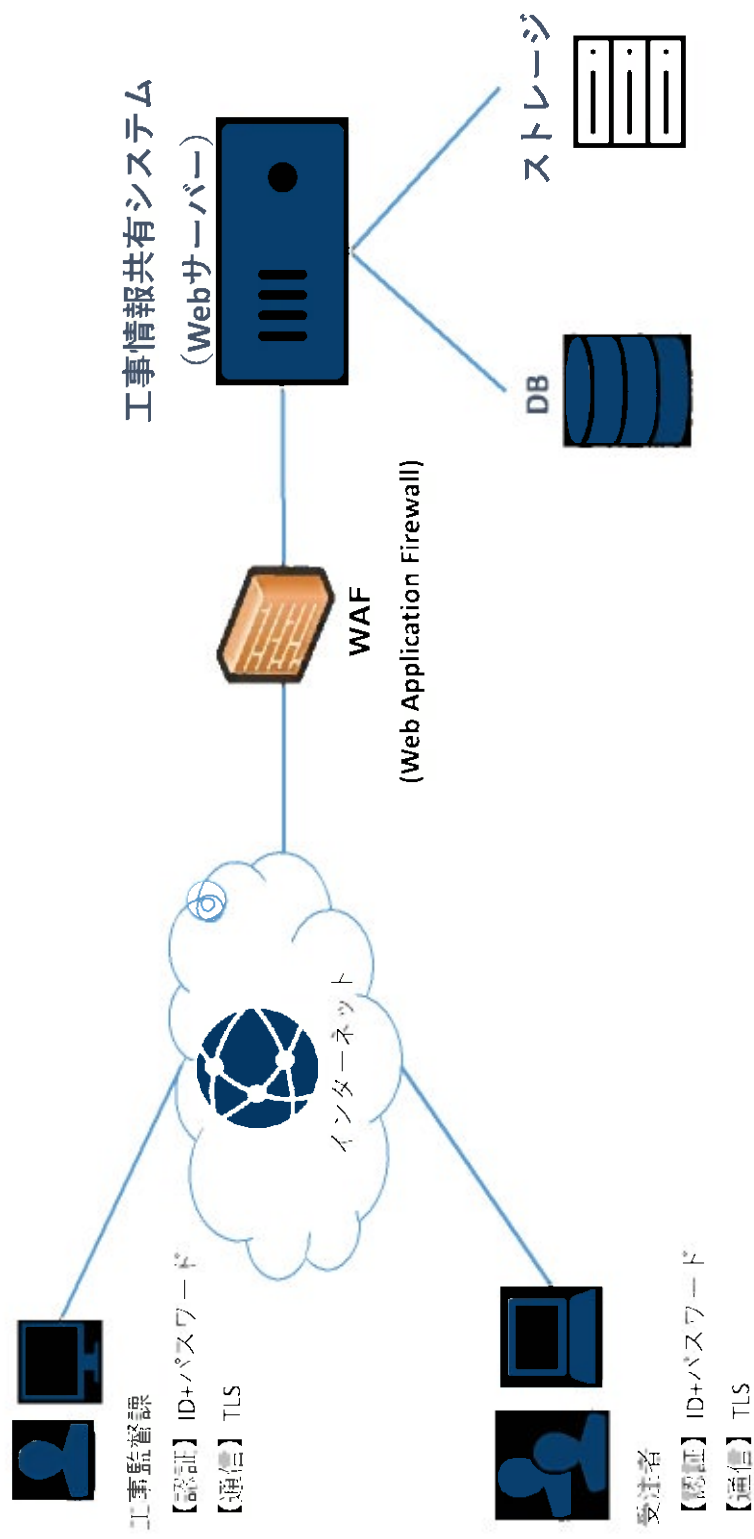
7 実施機関 (所属の名称)

建設局技術管理課

システム名

工事情報共有システム(株) 建設システム 工事情報共有システム

システム構成図





(様式4)

建技第 1626 号-4
令和 5 年 3 月 9 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様



神戸市長 久 元 喜 造

神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

- 1 件名（システムの名称）
工事情報共有システム (KOLC+)
- 2 システムの概要
公共工事において受発注者双方がネットワークを介して工事書類を共有し、業務の効率化を図る為に使用する。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働（業務開始）時期 利用承認後より
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10
（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）
- 7 実施機関（所属の名称）
建設局技術管理課

(様式3)

企デ第 4983 号-11
令和 5 年 3 月 7 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当課長
(神戸市情報セキュリティ管理者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条(電子計算機処理)の類型事項の適用に係る副申

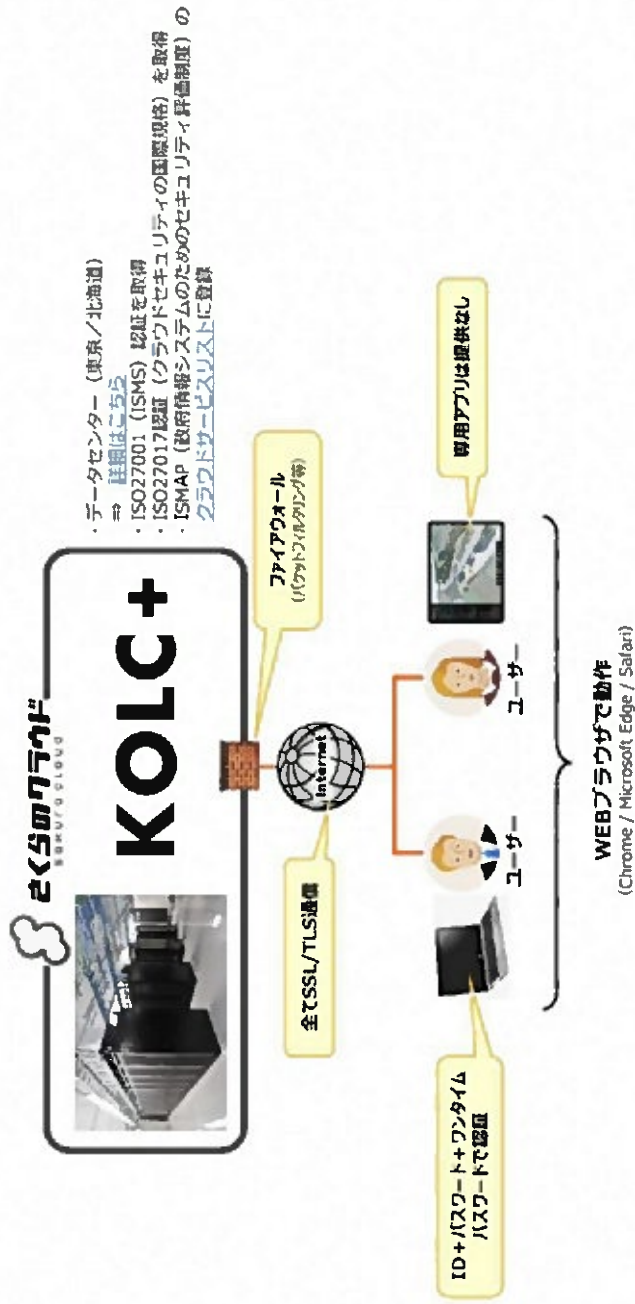
新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

- 1 件名(システムの名称)
工事情報共有システム(KOLC+)
- 2 システムの概要
公共工事において受発注者双方がネットワークを介して工事書類を共有し、業務の効率化を図る為に利用する。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働(業務開始)時期 利用承認後より
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 7 実施機関(所属の名称)
建設局技術管理課

KOLC+ システム構成図

2022年5月1日更新





(様式4)

建技第 1626 号
令和 5 年 3 月 9 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様



神戸市長 久 元 喜 造

神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

- 1 件名（システムの名称）
工事情報共有システム (information bridge)
- 2 システムの概要
公共工事において受発注者双方がネットワークを介して工事書類を共有し、業務の効率化を図る為に利用する。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働（業務開始）時期 利用承認後より
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10
（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）
- 7 実施機関（所属の名称）
建設局技術管理課

(様式3)

企デ第4983号-2
令和5年3月7日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当課長
(神戸市情報セキュリティ管理者)

神戸市個人情報保護条例第11条(電子計算機処理)の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名(システムの名称)

工事情報共有システム(information bridge)

2 システムの概要

公共工事において受発注者双方がネットワークを介して工事書類を共有し、業務の効率化を図る為に利用する。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働(業務開始)時期 利用承認後より

6 適用させる類型事項

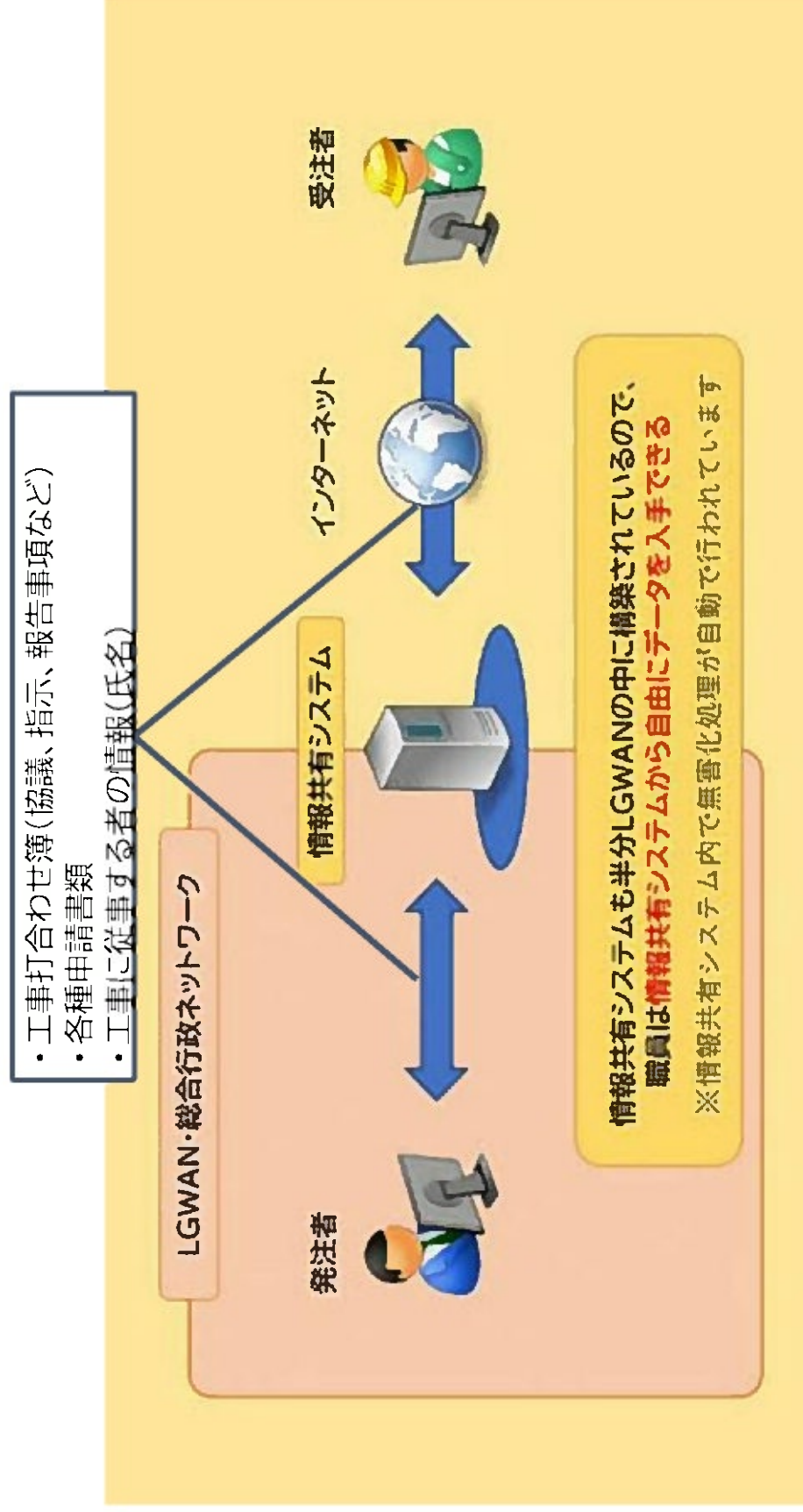
新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例11条第1項 類型10

(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関(所属の名称)

建設局技術管理課



工事情報共有システム(information bridge)



(様式4)

建技第 1626 号-2
令和 5 年 3 月 9 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様



神戸市長 久 元 喜 造

神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

- 1 件名（システムの名称）
工事情報共有システム (BeingCollaboration、BeingCollaboration PM)
- 2 システムの概要
公共工事において受発注者双方がネットワークを介して工事書類を共有し、業務の効率化を図る為に使用する。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働（業務開始）時期 利用承認後より
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10
（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）
- 7 実施機関（所属の名称）
建設局技術管理課

(様式3)

企デ第 4983 号 - 5
令和 5 年 3 月 7 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

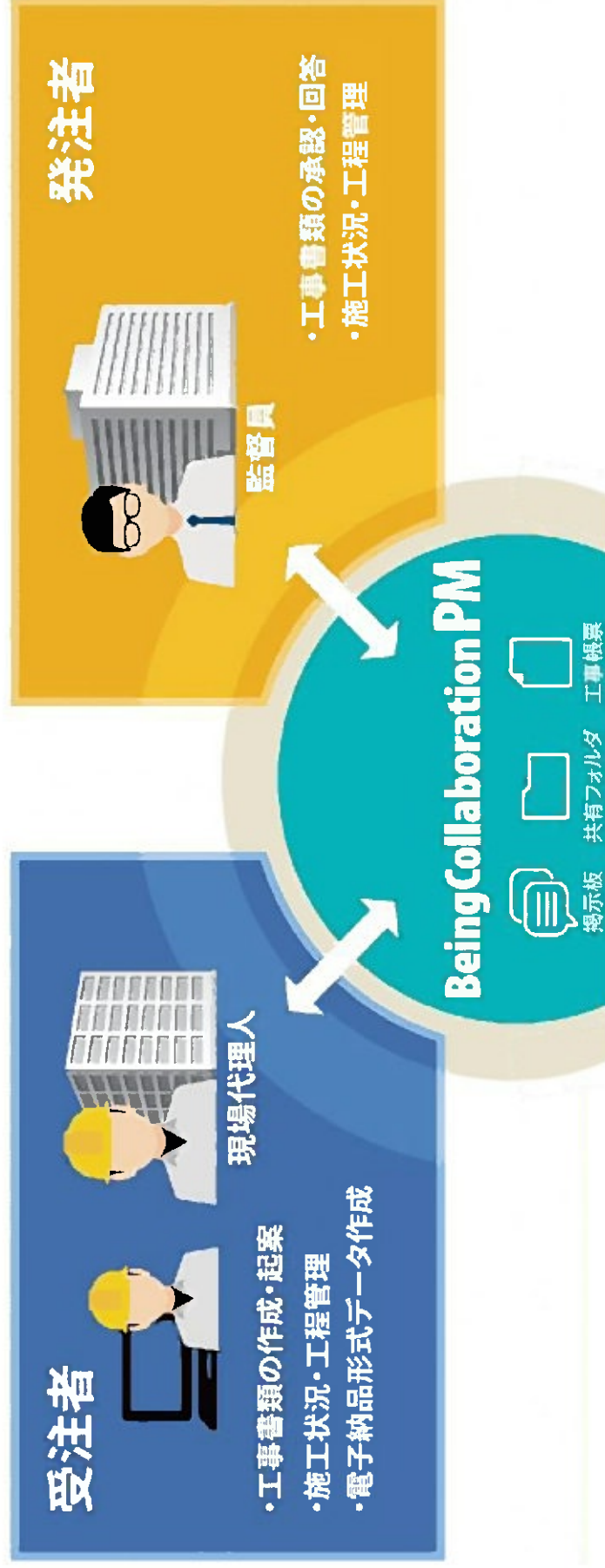
神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当課長
(神戸市情報セキュリティ管理者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

- 1 件名 (システムの名称)
工事情報共有システム (BeingCollaboration、BeingCollaboration PM)
- 2 システムの概要
公共工事において受発注者双方がネットワークを介して工事書類を共有し、業務の効率化を図る為に利用する。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働 (業務開始) 時期 利用承認後より
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 7 実施機関 (所属の名称)
建設局技術管理課



工事情報共有システム(BeingCollaboration、BeingCollaboration PM)



(様式4)

建技第 1626 号-3
令和 5 年 3 月 9 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

- 1 件名（システムの名称）
工事情報共有システム (basepage)
- 2 システムの概要
公共工事において受発注者双方がネットワークを介して工事書類を共有し、業務の効率化を図る為に利用する。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働（業務開始）時期 利用承認後より
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10
（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）
- 7 実施機関（所属の名称）
建設局技術管理課

(様式3)

企デ第 4983 号-8
令和 5 年 3 月 7 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

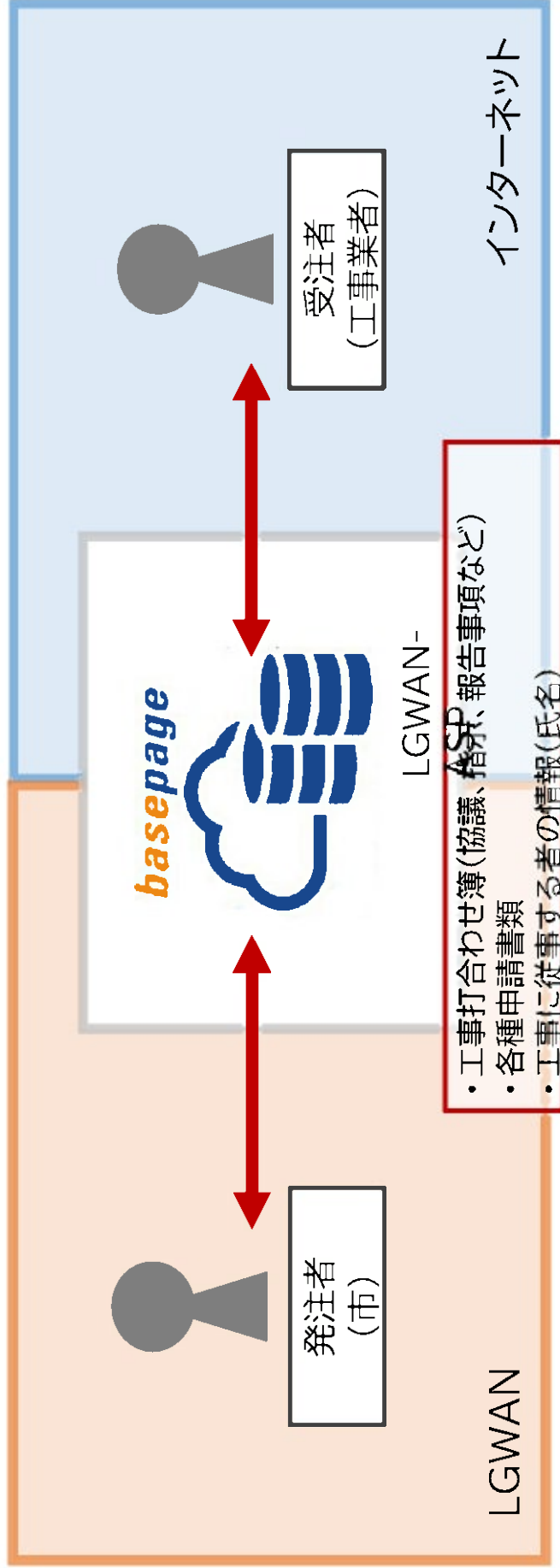
神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当課長
(神戸市情報セキュリティ管理者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用に係る副中

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

- 1 件名（システムの名称）
工事情報共有システム(basepage)
- 2 システムの概要
公共工事において受発注者双方がネットワークを介して工事書類を共有し、業務の効率化を図る為に利用する。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働（業務開始）時期 利用承認後より
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 7 実施機関（所属の名称）
建設局技術管理課





(様式4)

建技第 1626 号-6
令和 5 年 3 月 9 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元 喜 造



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

- 1 件名（システムの名称）
工事情報共有システム(現場クラウド One)
- 2 システムの概要
公共工事において受発注者双方がネットワークを介して工事書類を共有し、業務の効率化を図る為に利用する。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働（業務開始）時期 利用承認後より
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10
（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）
- 7 実施機関（所属の名称）
建設局技術管理課

(様式3)

企デ第 4983 号-17

令和 5 年 3 月 7 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当課長
(神戸市情報セキュリティ管理者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る副中

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

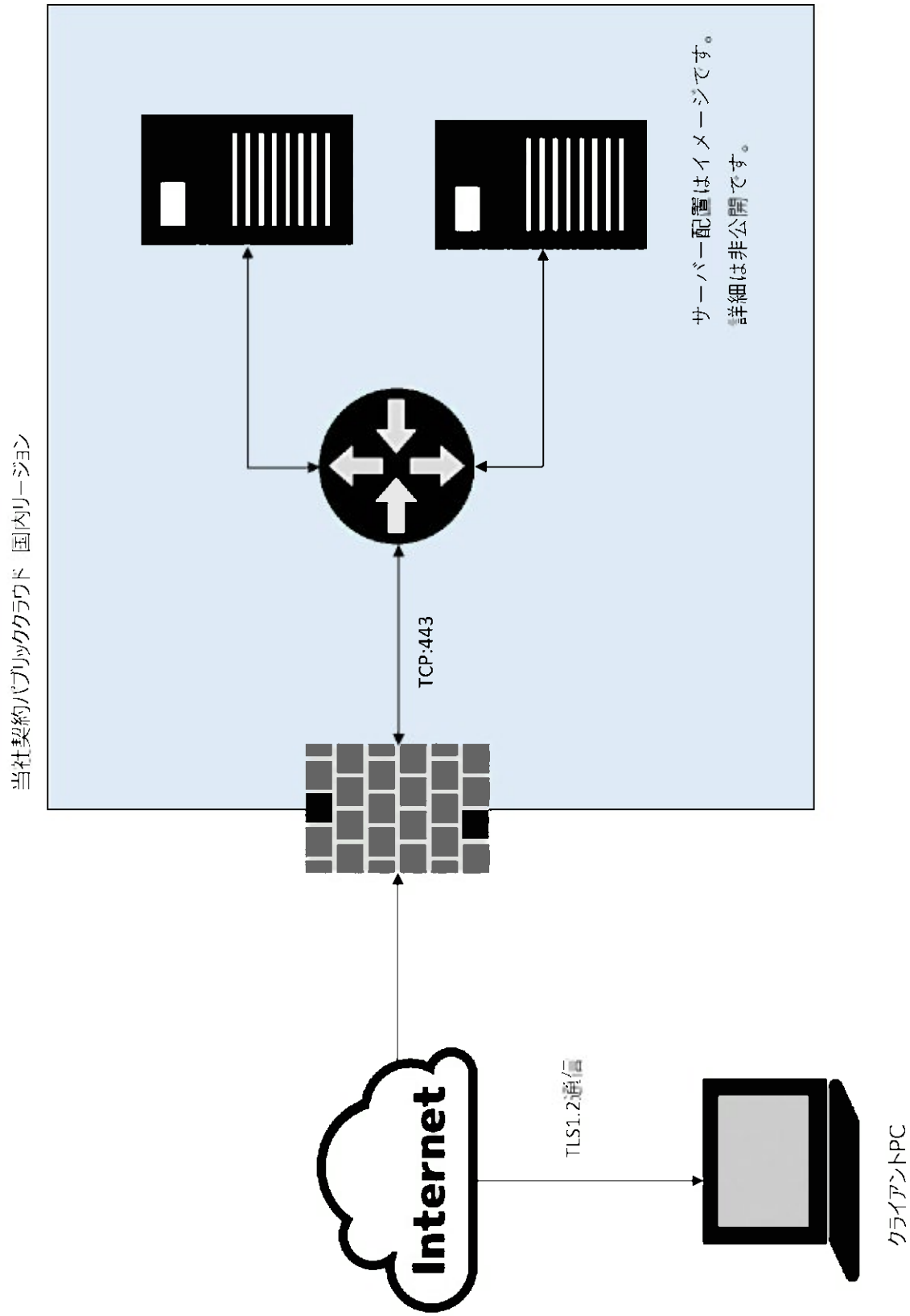
記

- 1 件名 (システムの名称)
工事情報共有システム(現場クラウド One)
- 2 システムの概要
公共工事において受発注者双方がネットワークを介して工事書類を共有し、業務の効率化を図る為に利用する。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働 (業務開始) 時期 利用承認後より
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 7 実施機関 (所属の名称)
建設局技術管理課

システム名

工事情報共有システム(株) 現場サポート 現場クラウドOne

システム構成図 (概略)



(様式4)

神企東第 532 号
令和 5 年 3 月 9 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

転勤による転入者を対象としたアンケート調査アプリ (kintone)

2 システムの概要

転勤により神戸市内へ転居した方を対象とするアンケート調査を kintone のプラグインであるフォームブリッジを使い、インターネット版 kintone に取り込み管理するもの。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 承認日より

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

企画調整局東京事務所

(様式3)

企デ第 4974 号の 2
令和 5 年 3 月 1 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当課長
(神戸市情報セキュリティ管理者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名 (システムの名称)

転勤による転入者を対象としたアンケート調査アプリ (kintone)

2 システムの概要

転勤により神戸市内へ転居した方を対象とするアンケート調査を kintone のプラグインであるフォームブリッジを使い、インターネット版 kintone に取り込み管理するもの。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働 (業務開始) 時期 承認日より

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

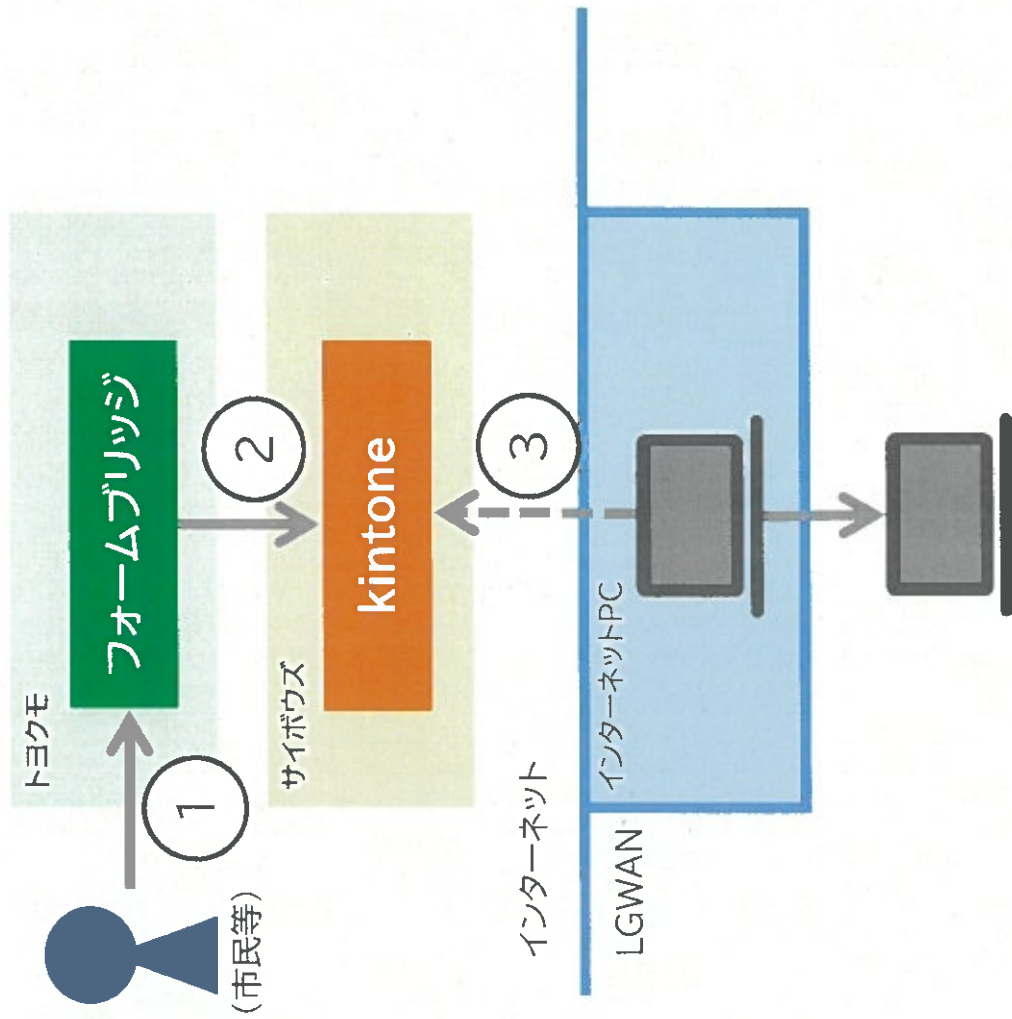
条例 11 条第 1 項 類型 10

(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関 (所属の名称)

企画調整局東京事務所

データの流れ(略図)



データの流れ

- ① 市民等がフォームブリッジに入力・送信
- ② フォームブリッジからkintoneに入力データが送信されkintoneにレコードが作成される
- ③ インターネットPCより②で登録されたデータを確認・編集

暗号化について

①～③:TLS通信
(根拠)

- ・ サイボウズ
「総務省 情報開示指針版 cybozu.com セキュリティチェックシート」No.40(TLS1.2である旨)
- ・ トヨクモ
「総務省版セキュリティチェックシート Ver.1.2.0」No.51(HTTPS通信である旨)

(様式4)

都都都都第 1394 号
令和 5 年 3 月 10 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

Box

2 システムの概要

JR 新駅ビル及び市の歩行者デッキ工事に伴う関係業者との工事調整のためのデータ共有ツールとして利用するもの。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 利用承認後より

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

都市局都心再整備本部

都心再整備部都心三宮再整備課

(様式3)

企デ第4976号の2
令和5年3月7日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

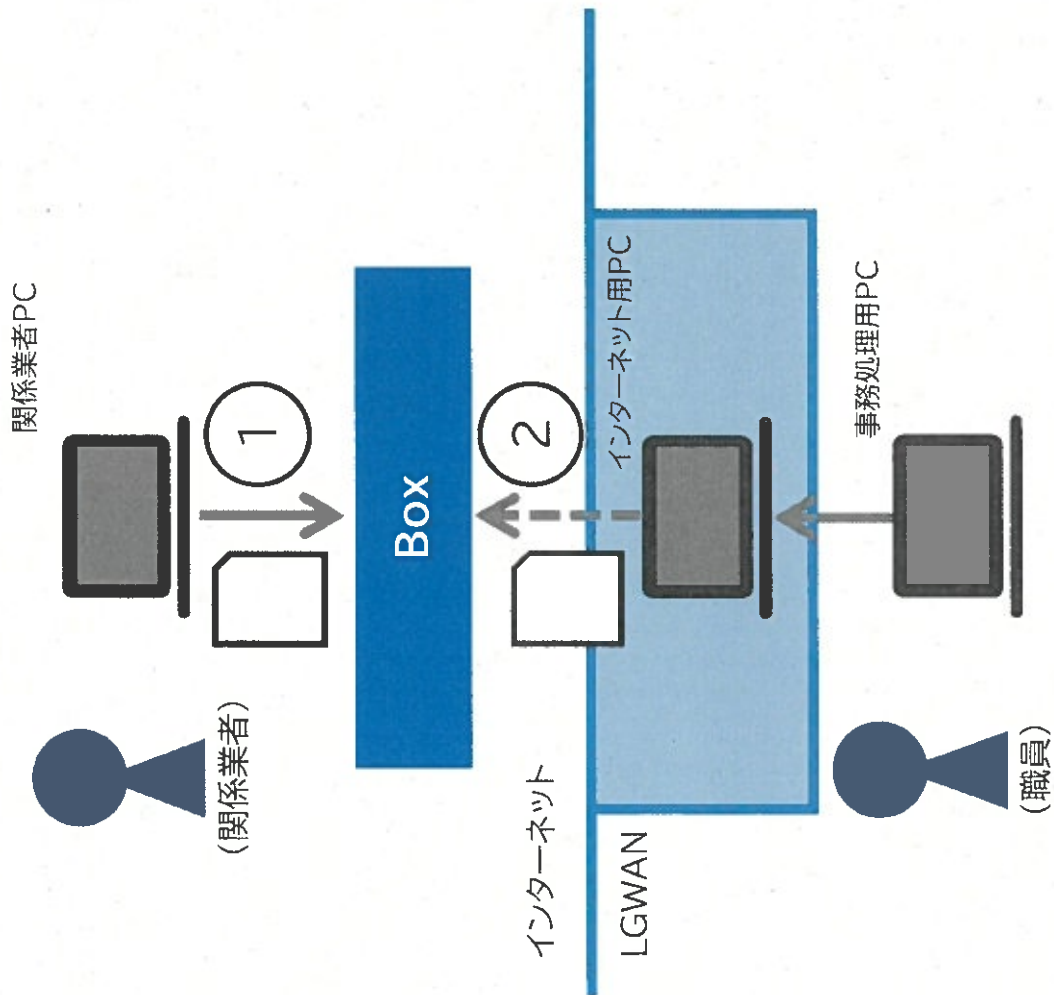
神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当課長
(神戸市情報セキュリティ管理者)

神戸市個人情報保護条例第11条(電子計算機処理)の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

- 1 件名(システムの名称)
Box
- 2 システムの概要
JR新駅ビル及び市の歩行者デッキ工事に伴う関係業者との工事調整のためのデータ共有ツールとして利用するもの。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働(業務開始)時期 利用承認後より
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例11条第1項 類型10
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 7 実施機関(所属の名称)
都市局都心再整備本部
都心再整備部都心三宮再整備課



データの流れ

- ① 関係業者が図面等のドキュメントファイルをBoxにアップロード/確認
- ② 職員がインターネット用PCを通じ図面等のドキュメントファイルをBoxにアップロード/確認

暗号化について

- ①~②: TLS通信 (根拠)
- Boxでのデータ暗号化
<https://support.box.com/hc/ja/articles/360044194533-Box%E3%81%A7%E3%81%AE%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF%E6%9A%97%E5%8F%B7%E5%8C%96>

(様式4)

神行税込第 5077 号
令和 5 年 3 月 8 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元 喜 造



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

- 1 件名（システムの名称）
滞納整理ダッシュボード
- 2 システムの概要
滞納システムから連携したデータをデータ連携基盤（LGWAN-ASP AWS）内の Tableau Server で可視化・共有する。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働（業務開始）時期 令和 5 年 3 月下旬から
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10
（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）
- 7 実施機関（所属の名称）
行財政局税務部収税課

(様式3)

企デ第 4981 号の 2
令和 5 年 3 月 8 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

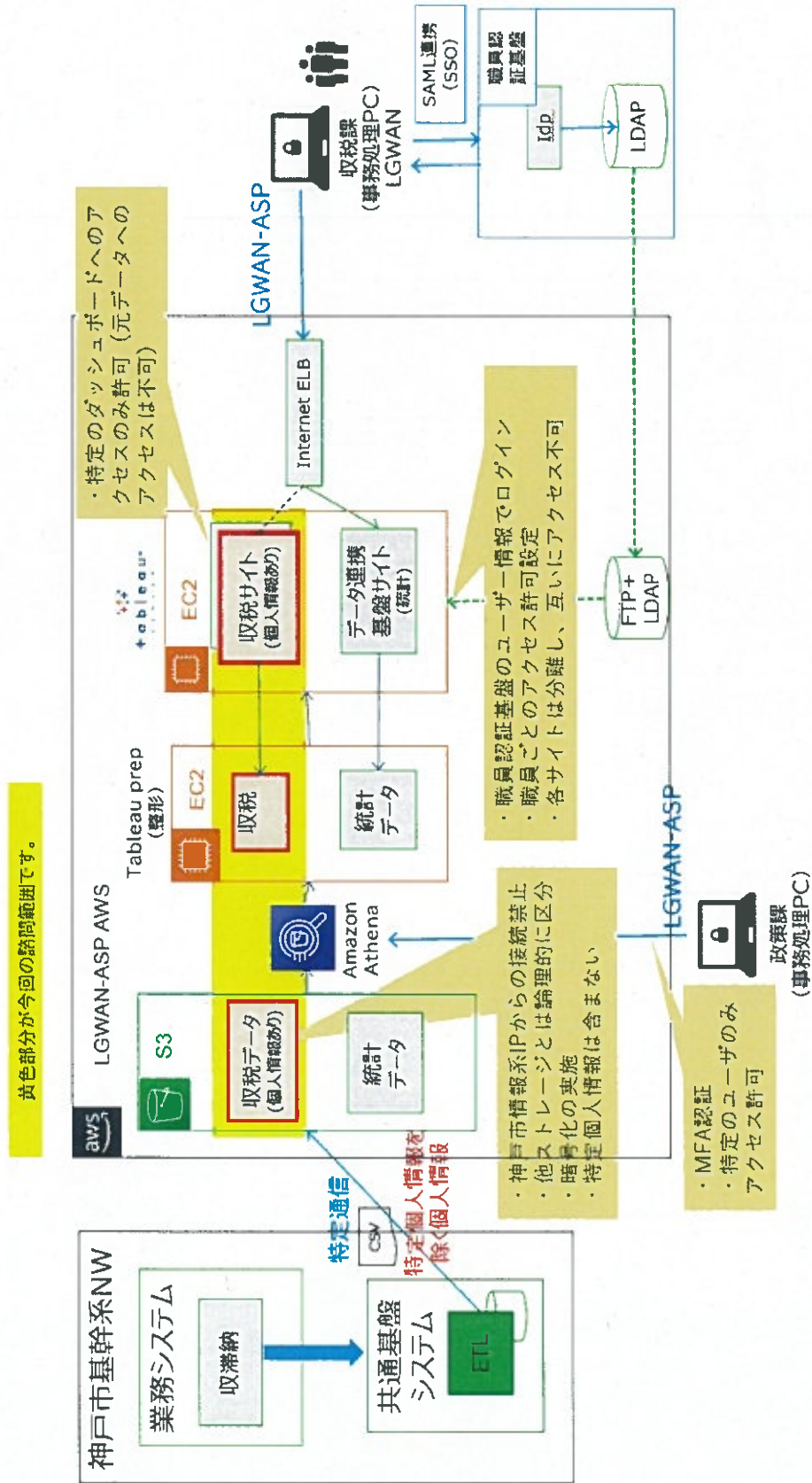
神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当課長
(神戸市情報セキュリティ管理者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

- 1 件名 (システムの名称)
滞納整理ダッシュボード
- 2 システムの概要
収滞納システムから連携したデータをデータ連携基盤 (LGWAN-ASP AWS) 内の Tableau Server で可視化・共有する。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働 (業務開始) 時期 令和 5 年 3 月下旬から
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10
(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)
- 7 実施機関 (所属の名称)
行財政局税務部収税課



(様式4)

神企デ第 5030 号
令和 5年 3月 9日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

故人の遺族による区役所窓口での手続きにかかるワンストップおくやみシステム

2 システムの概要

区役所窓口へ来庁した故人の遺族等に対し、予めシステムに入力された故人の情報と行政データを突合し、手続きが必要なサービス（窓口）を特定するシステム。

本システムの構築については、第 113 回個人情報保護審査会に諮問したものであるが、実証実験を進める中で、事務処理の効率化のためには項目追加が必要であることが判明したため、当該システムで使用する情報項目を追加する。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 5 年 3 月ごろから

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10, 条例 11 条第 2 項第 2 号 類型 3

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

企画調整局デジタル戦略部

(様式3)

企デ第 4964 号の 2
令和 5 年 3 月 7 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当課長
(神戸市情報セキュリティ管理者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名（システムの名称）

故人の遺族による区役所窓口での手続きにかかるワンストップおくやみシステム

2 システムの概要

区役所窓口へ来庁した故人の遺族等に対し、予めシステムに入力された故人の情報と行政データを突合し、手続きが必要なサービス（窓口）を特定するシステム。

本システムの構築については、第 113 回個人情報保護審査会に諮問したものであるが、実証実験を進める中で、事務処理の効率化のためには項目追加が必要であることが判明したため、当該システムで使用する情報項目を追加する。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 5 年 3 月ごろから

6 適用させる類型事項

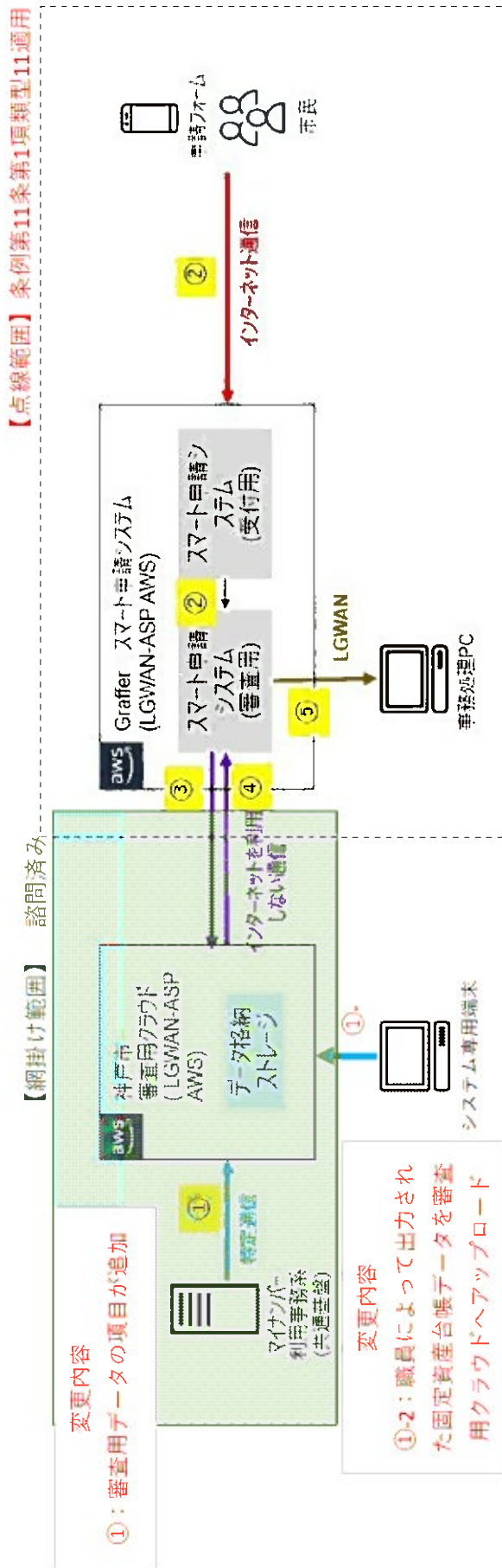
新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10、条例 11 条第 2 項第 2 号 類型 3

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

企画調整局デジタル戦略部



- ① 審査用データ：特定通信にて共通基盤から審査用クラウドへ保存される。
- ①-2：審査用データ（追加分）：職員によって出力された固定資産台帳データを、審査用クラウドへアップロードする。
- ② 申請データ：スマートフォンに入力、スマート申請システム（受付用）から（審査用）に移送され、保存される。
- ③ 審査用クエリ：スマート申請から審査用クラウドへ、クエリクエストが送られ、審査用クラウド内で審査が行われる。
- ④ リクエスト結果データ：③のクエリクエストを受けて、審査用クラウド内で審査が行われた結果、審査結果データが返される。
- ⑤ 審査結果データ：スマート申請（審査用）内で、申請データに審査結果データを付与したデータが事務処理PCへダウンロードされる。

(様式4)

神行税固第4035号
令和5年3月10日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元



神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

PasCAL for Mobile

2 システムの概要

タブレット端末のGPS機能と写真機能を利用することで、現地の写真とメモをその場で庁内共用型GISにアップロードするシステムを導入する。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和5年3月31日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例11条第1項 類型10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

行財政局税務部固定資産税課

(様式3)

企デ第 5053 号 - 2

令和 5 年 3 月 9 日

神戸市個人情報保護審議会

会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当課長

(神戸市情報セキュリティ管理者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名 (システムの名称)

PasCAL for Mobile

2 システムの概要

タブレット端末の GPS 機能と写真機能を利用することで、現地の写真とメモをその場で庁内共用型 GIS にアップロードするシステムを導入する。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働 (業務開始) 時期 令和 5 年 3 月 31 日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

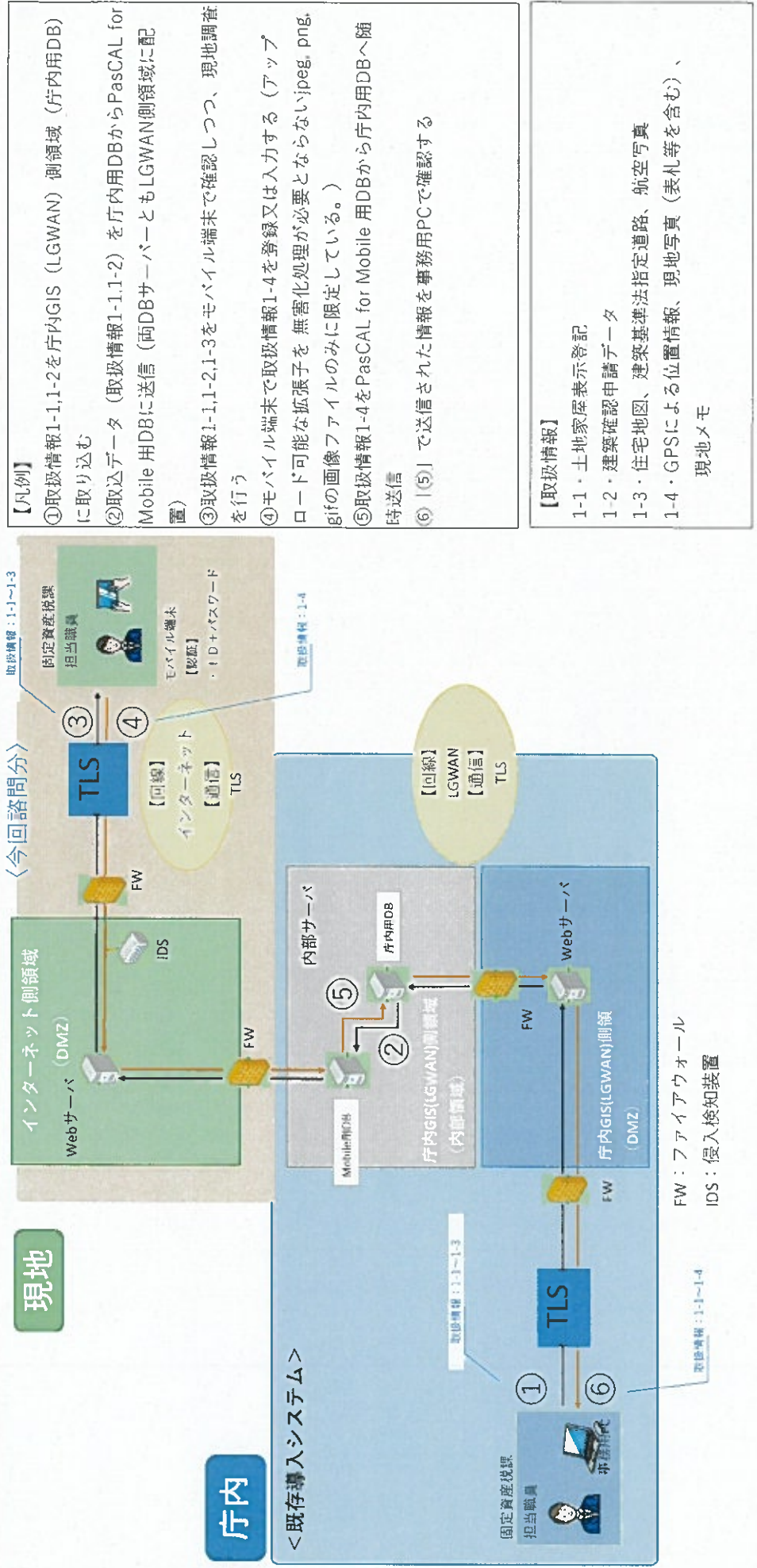
条例 11 条第 1 項 類型 10

(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関 (所属の名称)

行財政局税務部固定資産税課

システム構成図



【凡例】

- ①取得情報1-1,1-2を庁内GIS (LGWAN) 側領域 (庁内用DB) に取り込む
- ②取込データ (取得情報1-1,1-2) を庁内用DBからPasCAL for Mobile 用DBに送信 (両DBサーバーともLGWAN側領域に配置)
- ③取得情報1-1,1-2,1-3をモバイル端末で確認しつつ、現地調査を行う
- ④モバイル端末で取得情報1-4を登録又は入力する (アップロード可能な拡張子を 無害化処理が必要とならないjpeg, png, gifの画像ファイルのみに限定している。)
- ⑤取得情報1-4をPasCAL for Mobile 用DBから庁内用DBへ随時送信
- ⑥ | ⑤ | で送信された情報を事務用PCで確認する

【取扱情報】

- 1-1・土地家屋表示登記
- 1-2・建築確認申請データ
- 1-3・住宅地図、建築基準法指定道路、航空写真
- 1-4・GPSによる位置情報、現地写真 (表札等を含む)、現地メモ

FW : ファイアウォール
IDS : 侵入検知装置



(様式4)

神建住建対第 3059 号
令和 5 年 2 月 7 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元 喜 造



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

- 1 件名（システムの名称）
（新）空家空地管理台帳システム
- 2 システムの概要
市民から通報のあった管理不全空家空地に関する情報を集約し、現地調査等を行う外部委託事業者と安全対策課・各区まちづくり課との間で、各案件の対応状況等のデータ連携を行う。また、必要に応じて対応件数等のデータ集計を行う。
- 3 構築するシステムの構成図 別図のとおり
- 4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり
- 5 システム稼働（業務開始）時期 令和 5 年 4 月 1 日から
- 6 適用させる類型事項
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10
（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）
- 7 実施機関（所属の名称）
建築住宅局建築指導部安全対策課

(様式3)

企デ第 4419 号の 2
令和 5 年 1 月 27 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当課長
(神戸市情報セキュリティ管理者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名（システムの名称）

（新）空家空地管理台帳システム

2 システムの概要

市民から通報のあった管理不全空家空地に関する情報を集約し、現地調査等を行う外部委託事業者と安全対策課・各区まちづくり課との間で、各案件の対応状況等のデータ連携を行う。また、必要に応じて対応件数等のデータ集計を行う。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 5 年 4 月 1 日から

6 適用させる類型事項

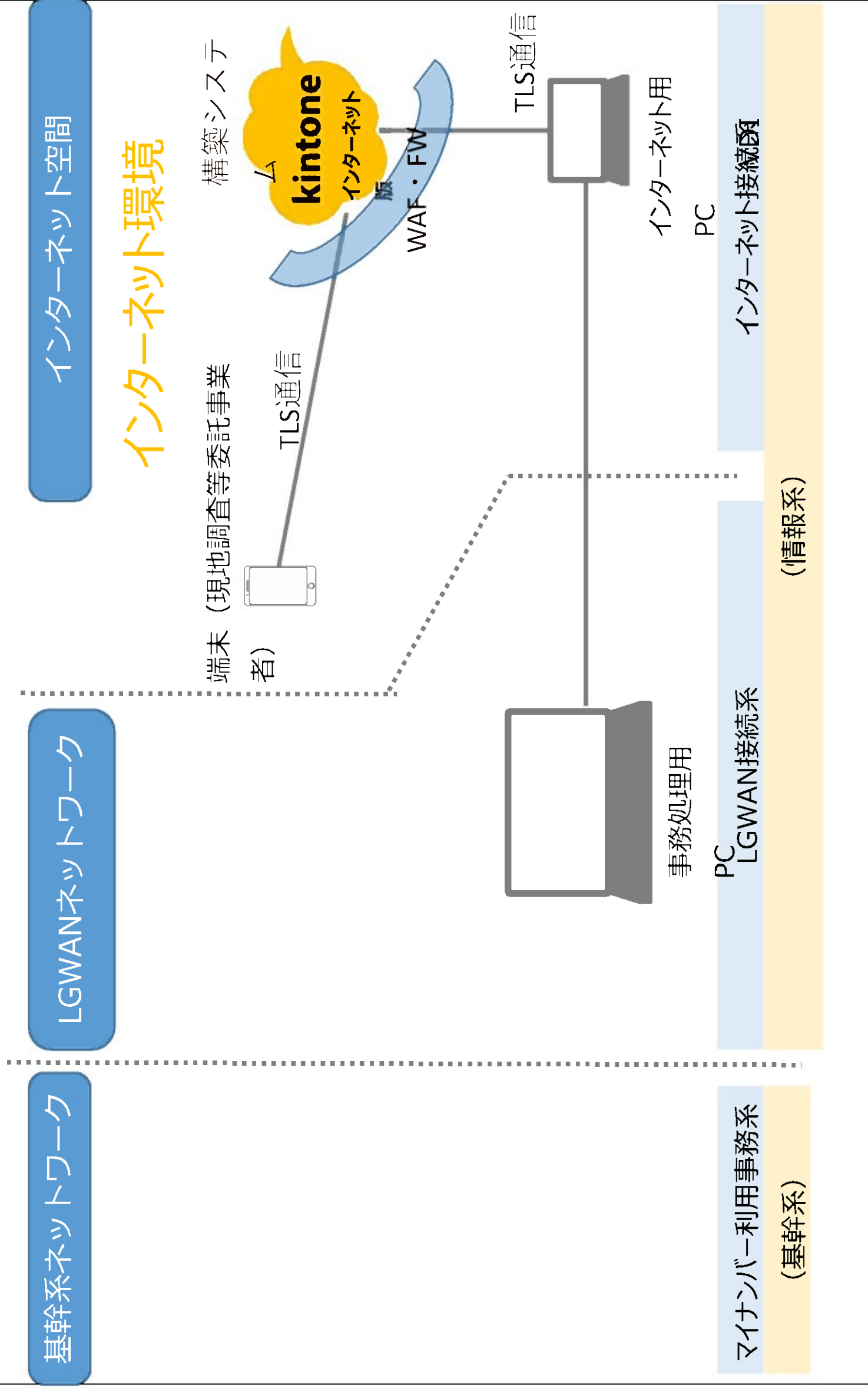
新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

建築住宅局建築指導部安全対策課



(様式4)

健保保第 11884 号
令和 5 年 3 月 2 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

結核患者管理システム

2 システムの概要

患者登録票（ビジブル）など取扱書面の電子化等によって、業務 プロセス・手順を簡素化し、保健師や医療機関の負担軽減を目的として、結核患者管理システム（パッケージ）を利用する。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 5 年 4 月 1 日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10, 条例 11 条第 2 項第 2 号 類型 3

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

健康局保健所保健課

((様式3))

企デ第4814号の2
令和5年3月1日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当課長
(神戸市情報セキュリティ管理者)

神戸市個人情報保護条例第11条(電子計算機処理)の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名(システムの名称)

結核患者管理システム

2 システムの概要

患者登録票(ビジブル)など取扱書面の電子化等によって、業務プロセス・手順を簡素化し、保健師や医療機関の負担軽減を目的として、結核患者管理システム(パッケージ)を利用する。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働(業務開始)時期 令和5年4月1日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

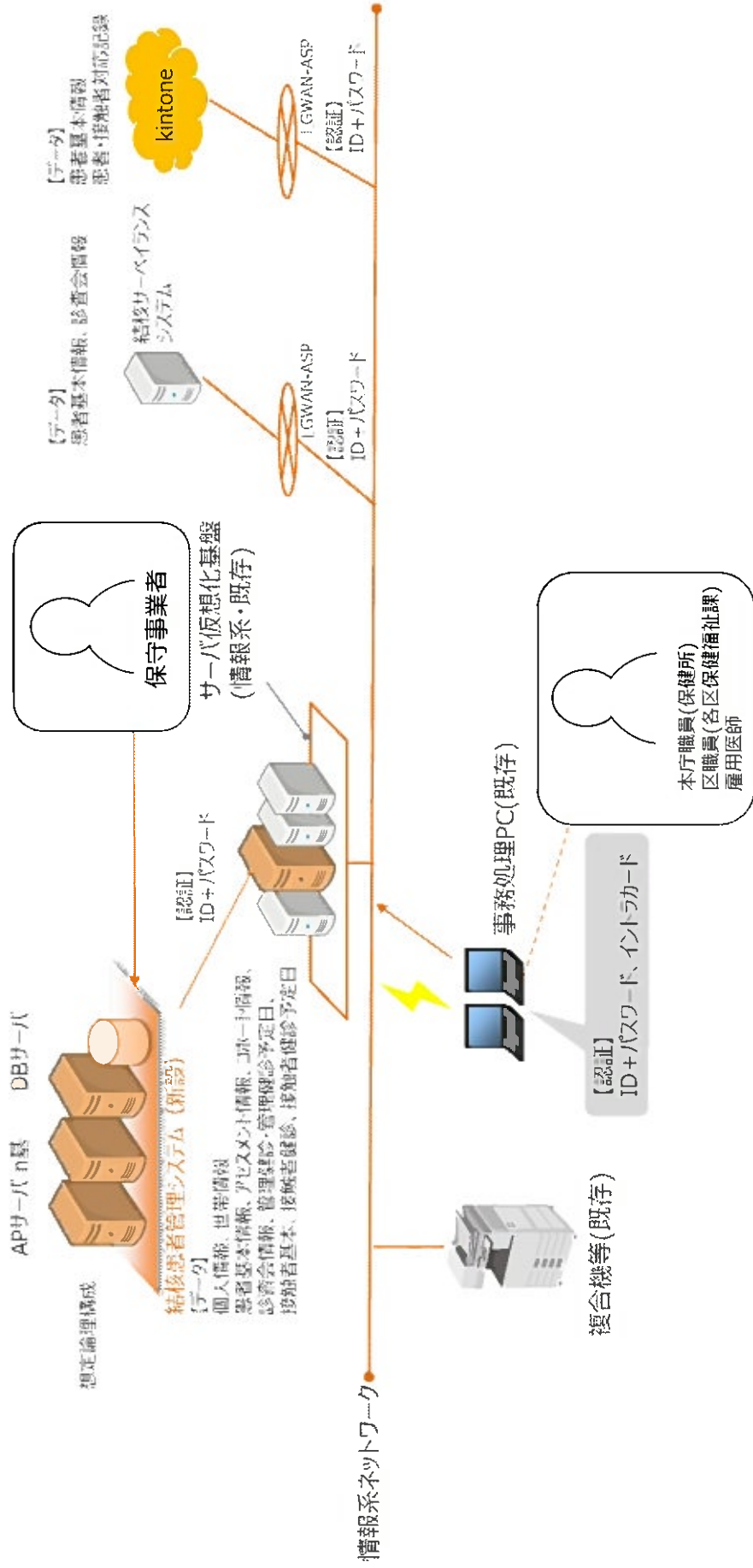
条例11条第1項 類型10、条例11条第2項第2号 類型3

(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関(所属の名称)

健康局保健所保健課

本システムは、庁内環境のみでの利用を想定しております。



(様式4)

消 予 査 第 2054 号
令 和 5 年 3 月 10 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市消防長 鍵本



神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、令和5年4月から実施予定であることを報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

Microsoft 365 (SharePoint Online, Office for the web (Excel)) 及び
Dynamics 365 (Power Apps, Power Automate) を使用した立入検査・違反調査システム

2 システムの概要

消防局における査察業務において、建物などを立ち入り検査した際、その内容を入力し、通知書や資料として印刷するシステム。Microsoft の Power Apps にて作業者はすべての操作を行い、様式の作成は Power Automate にて自動的に行われる。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和5年4月から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例11条第1項 類型10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

消防局予防部査察課

(様式3)

企デ第 4972 号の 2
令和 5 年 3 月 7 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当課長
(神戸市情報セキュリティ管理者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名 (システムの名称)

Microsoft 365 (SharePoint Online, Office for the web (Excel)) 及び
Dynamics 365 (Power Apps, Power Automate) を使用した立入検査・違反調査システム

2 システムの概要

消防局における査察業務において、建物などを立ち入り検査した際、その内容を入力し、通知書や資料として印刷するシステム。Microsoft の Power Apps にて作業者はすべての操作を行い、様式の作成は Power Automate にて自動的に行われる。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働 (業務開始) 時期 令和 5 年 4 月から

6 適用させる類型事項

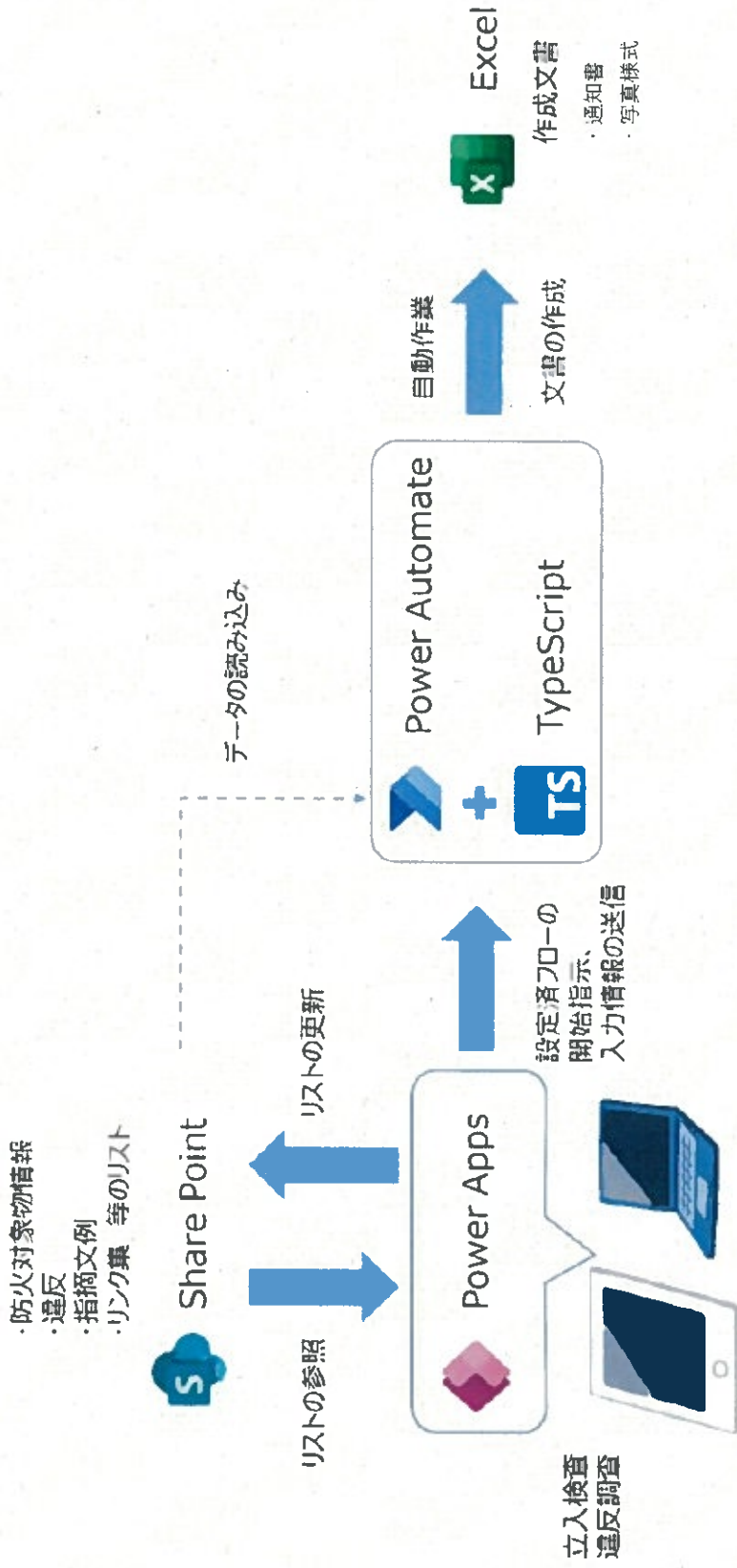
新たに個人情報を電子計算機処理することについて
条例 11 条第 1 項 類型 10

(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関 (所属の名称)

消防局予防部査察課

システム構成図/データ流れ図



(様式4)

健保医第1666号-3
令和5年3月9日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元



神戸市個人情報保護条例第11条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

麻薬年間届・麻薬廃棄届・調剤済麻薬廃棄届管理アプリ(kintone)

2 システムの概要

麻薬年間届・麻薬廃棄届・調剤済麻薬廃棄届については、現状紙の申請書・届出書によるものに限られるが、これを兵庫県が用意した電子申請ページにより受付け、その情報を同じく兵庫県が用意したkintone経由で共有する。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和5年4月1日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例11条第1項 類型10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

健康局保健所医務薬務課

(様式3)

企デ第 4973 号の 2
令和 5 年 3 月 7 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当課長
(神戸市情報セキュリティ管理者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名 (システムの名称)

麻薬年間届・麻薬廃棄届・調剤済麻薬廃棄届管理アプリ (kintone)

2 システムの概要

麻薬年間届・麻薬廃棄届・調剤済麻薬廃棄届については、現状紙の申請書・届出書によるものに限られるが、これを兵庫県が用意した電子申請ページにより受付け、その情報を同じく兵庫県が用意した kintone 経由で共有する。

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働 (業務開始) 時期 令和 5 年 4 月 1 日から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

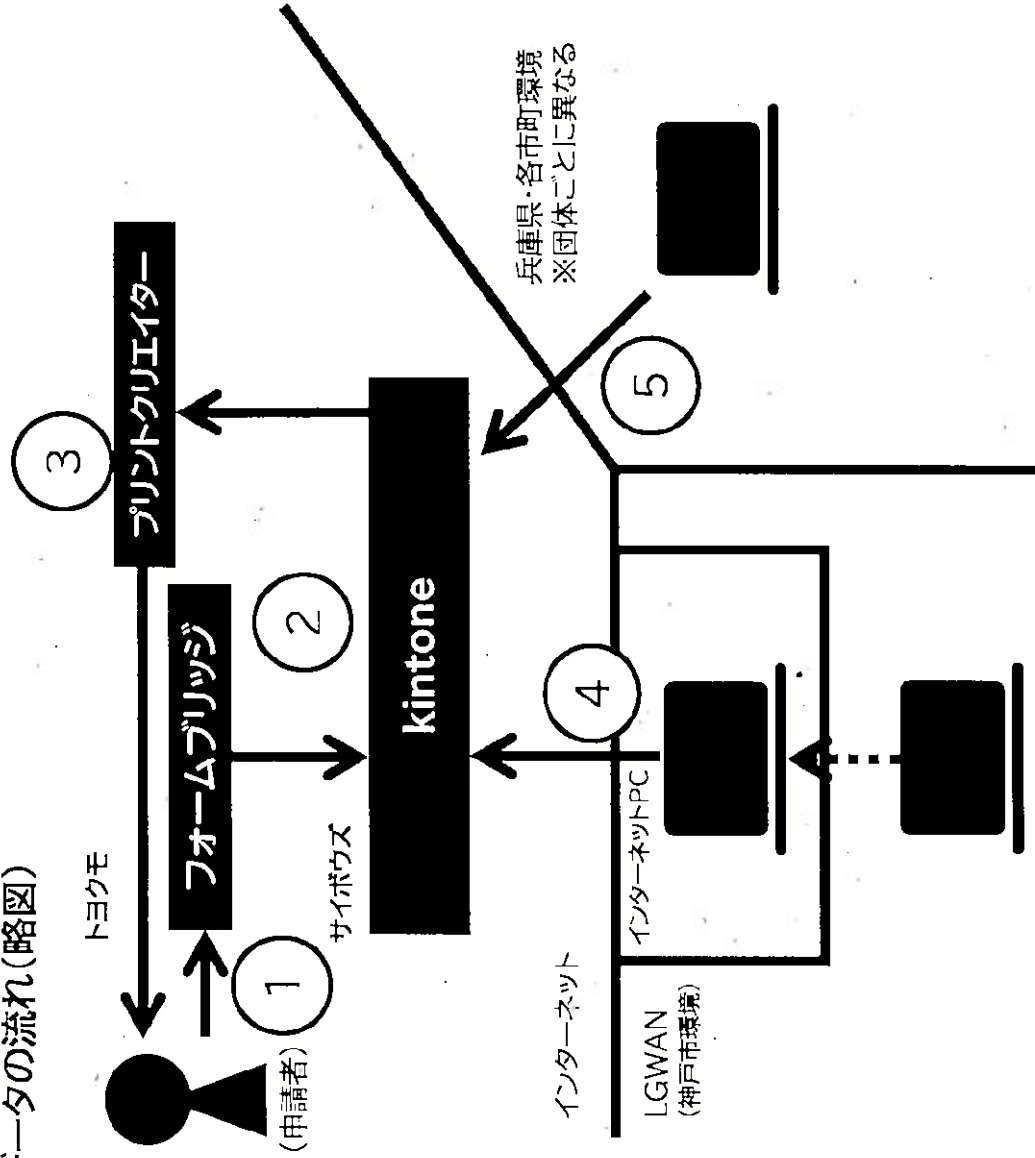
条例 11 条第 1 項 類型 10

(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関 (所属の名称)

健康局保健所医務薬務課

データの流れ(略図)



兵庫県・各市町環境
※団体ごとに異なる

データの流れ

- ① 申請者がフォームブリッジに入力・送信
- ② フォームブリッジからkintoneに入力データが送信されkintoneにレコードが作成される
- ③ ②をトリガーに申請者保存用の帳票を作成 (kintoneからプリントクリエイターにデータを渡され、プリントクリエイターが帳票を作成、帳票はフォームブリッジよりダウンロード可)
- ④ 市職員は事務処理用PCからインターネットPCを経由してkintoneのデータを確認・編集
- ⑤ 兵庫県・他市町の職員も各団体の環境より同じ kintoneアプリにアクセスしデータを確認・編集

暗号化について

①~⑤はTLS通信
(根拠)

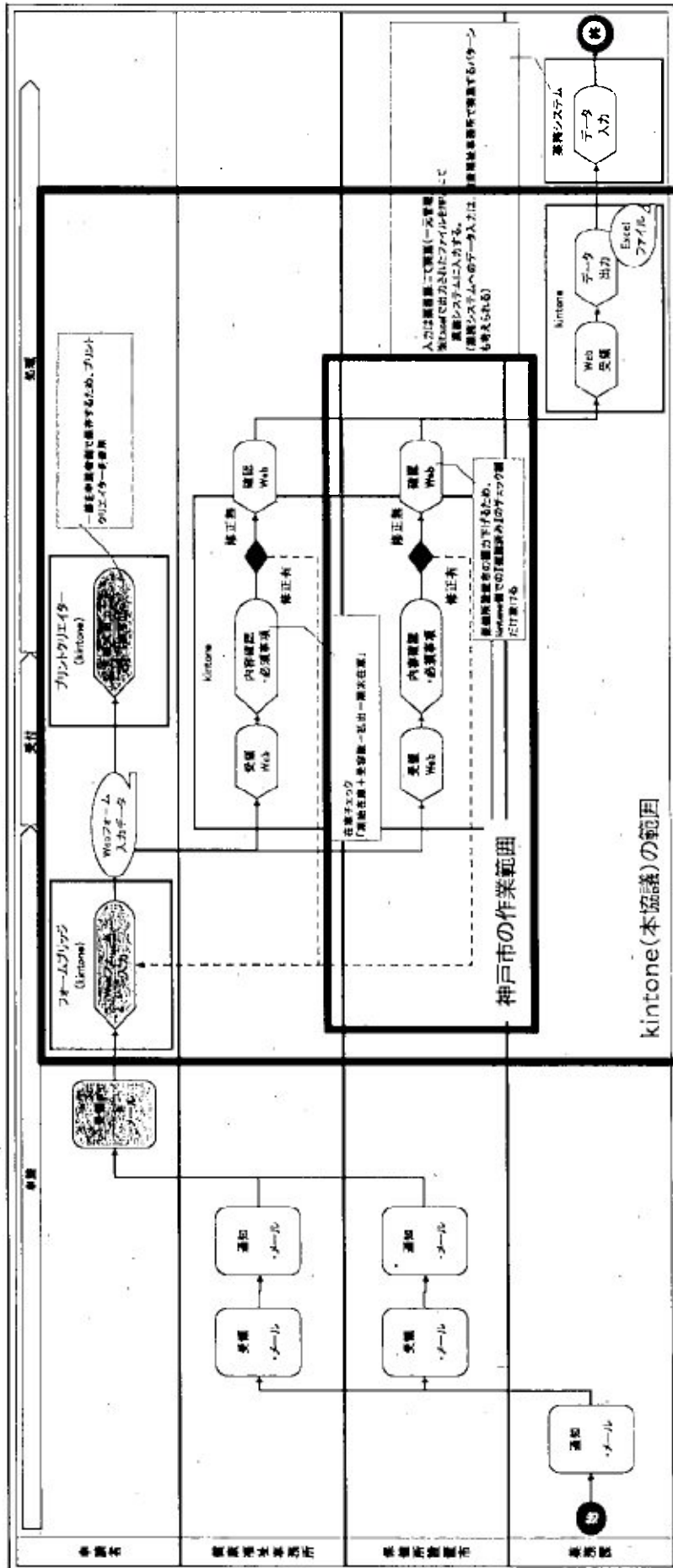
・ サイボウズ

「総務省 情報開示指針版 cybozu.com セキュリティチェックシート」No.40 (TLS1.2である旨)
トヨクモ

・ 「総務省版セキュリティチェックシート

_Ver.1.2.0」No.51 (HTTPS通信である旨)

データの流れ図



(様式4)

神危第 2639 号
令和 5 年 2 月 14 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市長 久 元



神戸市個人情報保護条例第 11 条（電子計算機処理）の類型事項の適用について（報告）

下記の電子計算機処理については、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じていることについて、神戸市情報セキュリティ責任者の確認を経て、実施しましたことをご報告いたします。

記

1 件名（システムの名称）

帰宅困難者対策オペレーションシステム

2 システムの概要

災害発生により公共交通機関が停止した場合において、最大 5 万人程度の帰宅困難者を一時滞在施設に案内するマッチング機能を有したシステム

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働（業務開始）時期 令和 6 年 4 月から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

（情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築）

7 実施機関（所属の名称）

危機管理室

以上

(様式3)

企デ第 4563 号 - 2
令和 5 年 2 月 13 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三様

神戸市企画調整局デジタル戦略部情報政策担当課長
(神戸市情報セキュリティ管理者)

神戸市個人情報保護条例第 11 条 (電子計算機処理) の類型事項の適用に係る副申

新たに個人情報を電子計算機処理しようとする下記の事案について、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることを確認いたしました。

記

1 件名 (システムの名称)

帰宅困難者対策オペレーションシステム

2 システムの概要

災害発生により公共交通機関が停止した場合において、最大 5 万人程度の帰宅困難者を一時滞在施設に案内するマッチング機能を有したシステム

3 構築するシステムの構成図 別図のとおり

4 取扱う個人情報データの流れ 別図のとおり

5 システム稼働 (業務開始) 時期 令和 6 年 4 月から

6 適用させる類型事項

新たに個人情報を電子計算機処理することについて

条例 11 条第 1 項 類型 10

(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)

7 実施機関 (所属の名称)

危機管理室

